

平成 31 年壮瞥町議会第 1 回定例会を、次のとおり招集する。

平成 31 年 2 月 22 日

壮瞥町長 佐藤 秀敏

記

1 期 日 平成 31 年 3 月 7 日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- （1）固定資産評価審査委員会委員の選任について
- （2）久保内ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の制定について
- （3）職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （4）一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （5）壮瞥町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （6）壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （7）壮瞥町看護師等奨学資金支給条例を廃止する条例の制定について
- （8）壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- （9）壮瞥町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- （10）壮瞥町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- （11）平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 16 号）について
- （12）平成 30 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- （13）平成 30 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- （14）平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）について
- （15）平成 30 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について

て

- (16) 平成31年度壮瞥町一般会計予算について
- (17) 平成31年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- (18) 平成31年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- (19) 平成31年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- (20) 平成31年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- (21) 平成31年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について

○応招議員（8名）

1 番 佐 藤 忞 君

3 番 毛 利 爾 君

5 番 真 鍋 盛 男 君

8 番 長 内 伸 一 君

2 番 菊 地 敏 法 君

4 番 森 太 郎 君

6 番 加 藤 正 志 君

9 番 松 本 勉 君

○不応招議員（0名）

平成 31 年 壮瞥町議会 第 1 回 定例会 会議録

○ 議事日程（第 1 号）

平成 31 年 3 月 7 日（木曜日） 午前 10 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 予算編成方針及び教育行政執行方針
- 日程第 6 議案第 12 号ないし議案第 32 号
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（８名）

1 番	佐 藤	恣 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
8 番	長 内	伸 一 君	9 番	松 本	勉 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 秀 敏 君
副 町 長	杉 村 治 男 君
会計管理者	
	小 松 正 明 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	作 田 宏 明 君
総務課参事	上 名 正 樹 君
住民福祉課長	庵 匡 君
住民福祉課参事	阿 部 正 一 君
経済建設課長	工 藤 正 彦 君
経済建設課	
	齊 藤 英 俊 君
参事（兼）	
生涯学習課長	齋 藤 誠 士 君
選管書記長（兼）	作 田 宏 明 君
農委事務局長（兼）	齊 藤 英 俊 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまから平成 31 年壮瞥町議会第 1 回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において

8 番 長内伸一君 1 番 佐藤 忖君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 3 月 15 日までの 9 日間といたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 3 月 15 日までの 9 日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（松本 勉君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

議会一般、総務経済合同常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査結
果報告、各団体からの陳情、要望等、広域連合行政事務組合議会等報告につきましては、
お手元に配付のとおりであります。

今期定例会の付議事件は、議案 21 件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（松本 勉君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 平成 30 年第 4 回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第 4 回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。1 月 10 日に室蘭市等に所在する国、北海道の出先機関など、関係機関の代表、幹部を訪問し、新年の挨拶とともに本町町政運営について必要な支援等の要請を行いました。また、1 月 17 日に北海道庁を訪問し、新年の挨拶とともに町政運営について必要な支援等の要請を行いました。なお、両日の訪問に際し松本議長にもご同行をいただいております。

次に、北海道大学総合博物館と洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会の相互協力協定書の締結についてご報告申し上げます。

平成 30 年 12 月 18 日に北海道大学博物館にて調印式を行いました。調印式には、北海道大学博物館館長の中川光弘氏、洞爺湖有珠山ジオパークから 1 市 3 町の構成首長が出席し締結しております。

相互協力協定書の締結に至った経緯としましては、当地域が洞爺湖、有珠山、縄文遺跡など地球学・考古学の観点から多くの研究が行われており、連携することにより北大博物館も研究活動の広がり、相互発展が期待されることから協定締結することとなりました。協定は 8 項目からなり、ジオパークの学術研究や調査研究事業、自然災害のリスク軽減、学校教育や地域振興に関することなどとなっております。協定により、当地域がより一層の学術的サポートをいただき防災や減災、教育、地域振興の発展につなげてまいりたいと考えております。

次に、国及び北海道が平成 31 年度に予定しております事業の概要についてご報告申し上げます。国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みのもと、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり平成 25 年度予算から平成 30 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本的な指針としております。また、北海道開発予算では、第 8 期北海道総合開発計画に掲げられた「世界の北海道」を目指し、「食」・「観光」を戦略的産業と位置づけ、それらを担う「生産空間」の維持を図るべく、「食料供給基地としての持続的発展」、「観光先進国」実現をリードする「世界水準の観光地の形成」、「強靱な国土づくりと安全・安心な社会基盤の形成」を推進するための社会資本整備等を北海道開発の重点事項として実施することとなっております。とりわけ、平成 30 年北海道胆振東部地震を初めとする北海道における大規模自然災害からの復旧・復興に取り組むとともに、災害により大きな打撃を受けた戦略的産業である「食」・「観光」の振興に取り組むため、対前年度 1.02 倍の 5,655 億円が配分されたところであります。

壮瞥町内の国の事業では、国道 453 号の蟠溪道路整備事業についてであります。蟠溪市街地の第 2 工区では、一部の用地買収の手続を継続して進めるとともに、蟠溪市街地から上久保内までの第 3 工区では、白水川の橋梁上部工と下流部にて約 100 メートルの区間で地滑り対策工事として、軽量盛り土工及び抑止工を行う予定と聞いております。

次に、北海道が実施する事業の概要についてご報告申し上げます。道路整備事業の道道洞爺湖登別線のうち、壮瞥温泉地区の（仮称）サンパレス工区につきましては、用地処理の交渉を継続して実施すると聞いております。また、弁景地区において、約 60 メートルの土砂防護柵の設置を行う予定と聞いております。

次に、（仮称）有珠山外環状線整備事業についてであります。東湖畔から滝之町をトンネルで結ぶ道道洞爺公園洞爺線におきましては、本年 3 月に工事が完了し 3 月 29 日に供用開始となる予定であります。また、立香から伊達志門気に抜ける道道滝之町伊達線では、橋梁上部工と立香交差点部の土工を行う予定と聞いております。次に、道道洞爺湖公園線におきましては、湖畔側の歩道未整備区間約 30 メートルの歩道整備を行う予定と聞いております。次に、河川整備事業では、幸内地区におきましては長流川の護岸浸食を防ぐため、約 61 メートルの護岸整備を行う予定と聞いております。

地滑り関係では、室蘭開発建設部及び北海道室蘭建設管理部による集水井の整備や長流川の帯工や護岸整備などにより、「上久保内地区」におきましては比較的安定しておりますが、「幸内地区」におきましては、融雪期や大雨時には変位が見られる状況が続いております。今後も各機関の観測を継続しながら、学識者や関係機関による連絡調整会議等で情報共有を図るとともに連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上が室蘭開発建設部及び北海道が平成 31 年度において予定しております事業概要であります。壮瞥町内では、国・北海道にて多くの社会基盤整備が実施されております。その中でも道路・河川・防災対策は、住民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤であります。地域の実情に応じた整備について、より一層関係機関との連携を強化し、事業の実施、早期完成に向けて努めてまいる所存であります。

以上、平成 30 年第 4 回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（松本 勉君） これにて行政報告を終結いたします。

◎予算編成方針及び教育行政執行方針

○議長（松本 勉君） 日程第 5、予算編成方針及び教育行政執行方針を行います。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） それでは、平成 31 年第 1 回定例会予算編成方針を申し述べます。

平成 31 年度の各会計予算案の編成を終え、第 1 回定例会へ上程するに当たり、所信の一端と平成 31 年度予算編成の基本的な考えを申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が壮瞥町長として町政執行の重責を担わせていただき、早くも2期目の4年間の任期を終えようとしております。この間、温かいご支援をいただきました町民の皆様を初め、議員各位に心より感謝を申し上げます。

選挙公約として、「住民協働のまちづくり」、「人に優しいまちづくり」、「産業力向上のまちづくり」、「安全で住みよいまちづくり」の4点を掲げ、町民が満足を感じることができるよう、まちづくりに取り組んでまいりました。しかし、2期8年間で公約の全てが達成できたとは言えるものではありません。地方交付税の減少や自然災害の発生等に伴い、大変厳しい財政運営の状況が続いている中であっても行政課題は多様であります。人口の減少は進む一方で、さまざまな定住政策に向けた事業も着実な人口増加に結びついていない状況にあります。第5次行政改革実施計画に基づきながら、将来に向けて壮瞥町を継続するため健全な財政運営を進めることが最重要課題であると再認識し、私は昨年12月、第4回定例会後に参戦出馬を決意表明させていただきました。どうかご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

平成31年度予算編成に当たっては改選期であることを考慮しますと、一般的には骨格予算編成を進めることが基本であると認識しておりますが、経常的な経費の増大等により財政的な余裕がなく、新規事業を編成する余地がないことや、新年度においても前年度同様に財政調整基金を取り崩さなければならないことを踏まえ、一般会計、特別会計とも通常の予算編成として計上させていただいておりますことをご了承いただきたいと思います。

私は町長就任以来、議会、町民の皆様方から多くのご支援、ご協力を賜りながら、これまで住民協働のまちづくりとして、町民に信頼される行政運営を主眼に町政懇談会を開催するなど行政課題等の把握に努め、町民に優しい行政運営に努めてまいりました。

この間、政府においては自由民主党安倍内閣が誕生し、以来第4次安倍内閣へと長期の政権運営が続いており、アベノミクス経済政策のもとにさまざまな政策が打ち出されてきたことは既にご承知のことと思います。日本創成会議が発表した「消滅可能性自治体」が契機となり、日本の人口減少問題が大きく取り上げられ「地方創生」が大きな政策として掲げられました。

本町においても計画を策定し活用してきましたが、人口減少の大きな改善に結びついていないのが現状であります。少しでも改善へつながるよう民間活力の参入を期待し、諸問題解決に向け町として支援できる部分を積極的に協力してきた結果、民間事業者の進出が決定し、待望の工事が平成31年度中に始まるとのことです。今後、従業員等の一定程度の人口増加と税収の増加に期待をしているところであります。

一方で、本町の財政運営は大変厳しい状況となっております。地方交付税も平成27年度の19億1,000万円余りから年々減少し、平成30年度は17億円程度の予定となっております。人口減少予想からも今後も交付税が増加することは難しく、将来に向け壮瞥町を存続するため、昨年度策定した第5次行政改革に基づきながら健全な財政運営を進めることが必要

不可欠であり、新年度5月検針分から上下水道料金の改訂を行うことといたしました。

また、利用率の低い町有施設についても指定管理から除外することや、これまで業務委託していた庁舎清掃のうち事務室等の部分について、職員の理解をいただき各自での対応とすること、町道等の草刈りや除雪水準の見直しなどを含め施設等の維持管理経費の低減に向け積極的に削減に取り組んでまいります。

平成31年が平成最後の年となることとあわせ、4月の統一地方選挙による新たな任期のスタートが、新元号と同じ5月1日となることは、意義深いものを感じるところであります。

平成31年度の主な大型事業は、電波法の改正による無線放送施設のデジタル化更新を進める防災行政無線デジタル化事業で3億840万円の計上、廃止鉱山鉱害防止事業で3億3,709万円の計上、民間大規模建築物耐震改修事業で9,372万円の計上、道路新設改良経費のうち橋梁補修事業で6,000万円の計上、町道道路改良舗装事業で6,802万円の計上、公営住宅等整備事業のうち継続事業の仲洞爺団地整備事業で1億2,017万円の計上、また建部B団地屋根ふきかえ・外壁塗装及び浴室等改善事業で1,951万円の計上などであります。

平成31年度の地方財政計画による地方交付税の伸びは1.1%となっていますが、普通地方交付税は前年度より1,000万円の増の14億4,000万円を計上し、当初予算での収支不均衡が2億1,300万円となることから、減債基金と農林漁業振興基金からそれぞれ1,000万円の取り崩しと、財政調整基金から1億9,300万円を取り崩して補填し、限られた自主財源を有効活用することを念頭に、有利な補助金・交付金制度の活用や過疎債ソフト事業の活用を含めて予算編成をさせていただきました。

その予算編成の概要について、ご説明申し上げます。

平成31年度の予算規模は、一般会計歳入歳出予算総額では、39億5,900万円で、対前年度当初と比較して1億200万円、2.6%の増加。5つの特別会計の合計は13億2,650万円で対前年度当初と比較して890万円、0.7%の減少。一般会計、特別会計の歳入歳出予算総額では、52億8,550万円で、対前年度当初と比較し9,310万円、1.8%の増加となっております。

一般会計歳出について、経費別に申し上げます。

人件費では、平成30年度の人事院勧告の実施や1月定期昇給、管理職手当の見直し等により、対前年度比792万円、1.1%の増加を見込んでおります。

物件費では、平成28年度の森林法改正に伴う林地台帳の整備が平成31年度から運用開始となるため、新たな電算システム整備経費の計上や、指定管理施設の見直し及び新たな指定管理計画による経費の減少、保育及び子育て環境整備事業における臨時保育士の確保が困難な状況となっていることなどによる減少など、対前年度比992万円、1.8%の減少を見込んでおります。

維持補修費では、農業用排水施設等の補修経費や河川の補修経費の計上等により、対前

年度比 762 万円、10.6%の増加を見込んでおります。

扶助費では、近年増加傾向にありました医療扶助費や障害者の訓練等給付扶助費等について実績等を勘案し、対前年度比 188 万円、0.9%の増加を見込んでおります。

補助費等では、西胆振行政事務組合が整備した消防指揮車両導入が終了したことや消防署職員体制の見直し等による負担金の減少、西いぶり広域連合負担金の減少により、対前年度比 2,183 万円、4.6%の減少を見込んでおります。

建設事業費では、防災行政無線デジタル化事業により、1 億 6,922 万円、17.7%の増加を見込んでおります。

一般会計歳入では、自主財源である町税収入において、町民税では対前年度比 4.9%の増加、固定資産税では大規模建築物耐震改修の実施により対前年度比 4.7%の減少、入湯税では耐震化によるホテル建てかえに伴い対前年度比 6.6%の減少を見込み、町税全体では対前年度比 1.8%の減少を見込んでおります。

地方交付税では、平成 30 年度に交付された普通交付税交付額 15 億 22 万円と、当初予算額 14 億 3,000 万円との比較で 7,022 万円の増額となっておりますが、国の平成 31 年度地方財政計画で対前年度比 1.1%の増加となっていることを考慮し、14 億 4,000 万円を見込んでおります。なお、繰入金では、財政調整基金繰入金について対前年度比 3.2%増の 1 億 9,300 万円を見込んでおります。

このため、平成 31 年度末の基金残高は約 15 億 3,200 万円になると予想しております。近年継続して財政調整基金を取り崩しての予算編成となっていることは、大変厳しいことであり、第 5 次行政改革実施計画を着実に実施しなければならないものと決意したところであります。

費目別と特別会計の説明につきましては、さきの所管事務調査の際にご説明申し上げておりますので省略させていただきますが、人口の減少は今後も一定程度続くものと思っております。民間事業者や経済界とも連携し、将来に向けて壮瞥町を継続するため、また、町民の皆さんが安心して豊かさを感じながら暮らせるまちづくりに、全力で取り組んでまいりたい決意であります。

議員各位の皆様並びに町民の皆様に、今後とも一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 次に、教育行政執行方針を行います。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） 教育長が退任をしております関係で、私のほうから教育行政執行方針を述べさせていただきますと思います。

平成 31 年第 1 回定例会教育行政執行方針を述べさせていただきます。

初めに、平成 31 年度、教育行政の執行に関する基本的な考え方をご説明申し上げます。

目まぐるしく変化する社会情勢にあって、次代を担う子供たちが、着実に社会を切り開き、生き抜いていく力を、地域挙げて育むことが重要です。

子供たちは地域の宝です。「教育こそ未来の創造」です。

現代にも通じるこの理念のもと、先人たちは、開拓当初、困難を極めた時代から、子供たちの教育を大切にしてきました。特に、久保内地域では、現在でも子供がいる世帯も、いない世帯も、学校行事などに、物心両面で協力、参画するという、地域の力を学校教育に生かすよき伝統があります。

このたび、近年の児童数の激減により、保護者、地域の皆様のご理解を賜り、久保内小学校を平成 30 年度をもって休校とすることとしました。

教育委員会といたしましては苦渋の選択ですが、地域総がかりで子供たちを育てるよき風土を全町に広げ、小中一貫教育の導入など、より望ましい環境づくりを推進する所存です。

そして、「人づくり」が地域社会・国をつくる基本であるとの認識のもと、全ての教育関係者が役割と責任を自覚し、教育行政を推進してまいる所存であります。

以下、その施策の概要を申し上げます。

Ⅱ、学校教育について。

1、「学力・体力の向上」、主体的・対話的で深い学びの実現。

平成 29 年 3 月、小学校・中学校の学習指導要領の全部が改正され、小学校は平成 32 年から、中学校は平成 33 年から施行されます。

学習指導要領には、子供たちが「豊かな人生を切り拓き、持続的な社会の創り手となることができるようにする」ため、「よりよい教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を、学校と社会が共有し、連携・協働しながら、子供たちの資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の推進が位置づけられております。

この理念のもと、「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善を図ることが重要とされております。

新年度においては、全国学力・学習状況調査や、運動能力調査などの調査結果に基づき、検証改善サイクルの確立を図るため、客観的データに基づく課題の明確化と課題の改善に向けた取り組みを学校全体で推進してまいります。

加えて、授業に「見通し」と「振り返り」を位置づけ、子供たちの主体的な学びと確実な定着を図るため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取り組みを推進し、「学力・体力の向上」に取り組んでまいります。

いじめの根絶・不登校のゼロを実現するため、相談・校内体制の充実強化を図るとともに、専門家や専門機関との連携などによる、きめ細かな配慮のもと組織的に対応する体制を構築してまいります。

また、一人一人のニーズに合った適切な支援を行うため、関係機関との連携、特別支援教育支援員の配置など必要な措置を継続するとともに、経済的困難を抱える家庭に対して、就学援助を継続、強化してまいります。

2、「望ましい生活習慣の確立と防災教育」、家庭学習の充実と防災教育の推進。

保護者は子供の教育に第一義的責任を有するものであり、生活に必要な習慣を身につけさせ、自立心の育成や心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとされております。

子供たちが望ましい生活習慣と学習習慣を身につけ、計画的に行動する習慣の確立は、子供たちの自立に欠かせない力とされております。

本町の児童生徒は、1日当たりの家庭学習時間が少なく、放課後や週末に、家でテレビやゲームやインターネットをして過ごす時間が多い状況です。

本町では、「家庭学習のてびき」の配布や「時間の目安を決めて生活リズムを整える」などを活用し、規則正しい生活習慣の定着に向けた取り組みを推進していますが、より保護者の理解を促す取り組みを学校と社会教育が連携して取り組んでまいります。

特に、電子メディアとのかかわりが、子供たちに与える影響が大きくなっていることから、家庭での「利用に関するルールづくり」に向け、関係機関と連携した取り組みを継続して推進してまいります。

また、近年、自然災害が頻繁しており、災害発生時に的確に行動する力の育成が重要となっております。

本町では、長年にわたり、有識者や火山マイスターによる防災教育が実践されておりますが、新年度においては、北海道及び町長部局と連携し「1日防災学校」や「防災キャンプ」を実現するとともに、地域安全協会などの関係機関の協力により、事件・事故の未然防止に向けた取り組みを実践し、学校安全の推進に努めていく所存です。

3、教育環境の整備と学校給食。

平成29年4月、学校統合した壮瞥中学校は、整備後40年余りを経過しています。中学校の望ましい教育環境の整備について、町長部局とともに継続して、検討を進めていく所存です。

児童数の激減により、久保内小学校を休校とすることとしましたが、必要な維持管理に努めてまいります。

また、学校施設等の維持管理については、必要な補修及び教材・備品類の整備、更新を行うなど、安心して学べる環境づくりを推進する所存です。

「学校給食」については、平成30年1月より「だて歴史の杜食育センター」による運用が始まりました。新年度においても、連絡、調整を図りながら適正に執行してまいります。また、新たな施設での運営に伴い、引き続き応分の負担を行っていく所存です。

4、担い手育成で地域に貢献する高校づくり、深刻な担い手不足の解消に向けた基盤づくり。

壮瞥高校については、昨年10月、創立70周年の節目を祝う記念式典が、多くの同窓生、関係機関の皆様の出席のもと催行されました。

今春の卒業生は、生きる根源である「食と農」を学び、勤労観・職業観を育成する教育課程を経て、生徒全員が進路を確定しました。

非農家の生徒が多い中で、学科関連の進路選択者が一定数あり、農業クラブの全道大会、

鑑定競技で最優秀の成績をおさめるなど、教職員の尽力により、学校は一步一步、望ましい姿に変容しております。

新年度の出願者は、一般受験 21 名、推薦 1 名の計 22 名で、うち町内は 1 名となっております。

新年度においても、農業クラブ活動の充実や、大学との連携を新たに導入するとともに、生徒にとって望ましい教育環境を整えるため、必要な維持管理と機器の更新を進めてまいります。

本町の基幹産業は農業です。しかし、農家戸数 130 世帯のうち、後継者がいるのは、30 世帯であり、担い手不足は極めて深刻な状況であります。

こうした課題を解決するため、農業実習や地元農業法人などへの就職率を高める取り組みを強化し、地域が求める人材の育成と、卒業生の力を地域に還元する仕組みづくりを学校運営協議会の委員各位と学校が一丸となって取り組む所存です。

このように、現在までの歩みを基盤として、これからも農業高校の特色を生かした教育を推進し、地域産業を担う人材の育成を図り、明るく元気な地域づくりに貢献する高校づくりを推進してまいります。

5、小中一貫教育と地域とともにある学校づくり。

以上、学校教育について述べました。

本町では、平成 24 年度から学校評価システムを導入し、地域の皆さんが学校の教育活動に参画する仕組みづくりを導入しました。

その基盤を生かし、平成 27 年度から、小中学校に学校運営協議会を設置し「地域とともにある学校—コミュニティ・スクール—」づくりを推進してきました。

本町は、住民各位が主体となった「雪合戦」や「火山との共生」という固有の文化を育んできた町です。

教育では、読書や食育、丘の子応援団などのボランティアの皆様による学校支援など、家庭、地域、学校が協働する取り組みが実践されています。

新年度は、実質的に小学校、中学校ともに 1 校となります。

こうした環境を生かし、社会教育の事業として、道教育庁の支援を受け、小学校に地域学校協働活動推進コーディネーターを配置し、保護者、地域、学校がより一層連携し、子供たちを育む社会の形成に向けて取り組んでまいります所存です。

加えて、小中一貫教育を実践するため「町教育研究会」において、目標や教育課程の策定、乗り入れ授業や小学校における教科担任制の導入に向けた研究を行うとともに、可能なことから試行、実践し、地域総がかりで子供たちの「生きる力」を育む社会の形成に向け、より力強く取り組んでまいります所存です。

Ⅲ、社会教育について。

本町では、「第 7 次社会教育中期計画」に基づき、生涯学習社会の実現を目標として、学習機会を提供しております。引き続き、暮らしに生きがいと充実感を感じながら、健やか

に豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習事業を進めてまいります。

また、新年度は、中期計画の見直しの年度であり、町民の皆様や関係団体の声を生かし、計画を策定していく所存であります。

１、生涯学習の推進、「学びを支える家庭・地域」との連携。

子供たちが夢を実現し、自立して生きていくためには、みずから生活を律し、望ましい生活習慣を確立することが大切です。

その力を育む基本は家庭教育です。親力つむぎ事業を継続するとともに、保護者が、家庭教育の大切さについて理解を深め、支援する取り組みを関係団体と連携して充実させてまいります。

また、子供たちの成長に欠かせない、良質な体験活動として、郷土史講座や、芸術鑑賞会、日本の伝統文化である新春書き初め大会などを継続実施し、豊かな心と生きる力を育んでまいります。

平成元年に高齢者大学として開設され、継続されている「山美湖大学」は、自主企画講座が開催されるなど主体的な学びの場となっています。

４、スポーツによる健康なまちづくりと地域創生。

スポーツは、全てのライフステージにおいて大切なもので、地域の活性化の面でも大変重要です。

また、大きな感動、勇気を与えてくれます。

新年度においても、スポーツスクールを開催するとともに、団体活動の継続支援や、特定非営利活動法人そうべつ地遊スポーツクラブと連携したスポーツによる健康なまちづくりを推進してまいります。

また、第２期スポーツ推進計画を策定し、「スポーツの推進」、「スポーツによる地域創生」に必要な環境の整備について検討を継続してまいります。

むすび。

以上、平成 31 年度の教育行政に関する主要な方針と施策を申し上げます。

壮瞥町を開拓した先達者は、20 世紀 4 回の有珠山噴火や幾多の危機を克服し、英知を結集させ、多くの困難を切り開き、町の礎を築いてきました。

この豊かな北の大地、「壮瞥町」を次世代に着実に引き継ぐことが、今を生きる我々の使命です。

教育委員会といたしましては、「子供たちは地域の”宝”であり、教育こそ未来の創造」であるという信念のもと、教育の力で、「元気で、笑顔輝く壮瞥町」をつくってまいりたいと考えております。

町民の皆様、議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（松本 勉君） これにて予算編成方針及び教育行政執行方針を終結いたします。

○議長（松本 勉君） 日程第6、議案第12号ないし議案第32号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 平成31年第1回定例会提案理由の説明をさせていただきます。

平成31年第1回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第12号から議案第32号までの合計21件であります。人事案件について、私のほうからご説明を申し上げます。

議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

現委員の郡松太郎氏は、平成31年5月31日をもって任期満了となるため、その後任として、引き続き郡氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、別添のとおり郡松太郎氏の履歴書を配付しておりますので、後ほどごらんください。

以上、提案説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は11時といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

……行政執行方針の際にページが抜けておりまして説明不足のところがありましたので、改めて説明をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） 大変失礼いたしました。お手元の議案で6ページの部分が抜けておりましたので、再度説明させていただきます。5ページの中段以降から説明をさせていただきます。

1、生涯学習の推進。「学びを支える家庭・地域」との連携。

子供たちが夢を実現し、自立して生きていくためには、みずから生活を律し、望ましい生活習慣を確立することが大切です。

その力を育む基本は家庭教育です。親力つむぎ事業を継続するとともに、保護者が、家庭教育の大切さについて理解を深め、支援する取り組みを関係団体と連携して充実させてまいります。

また、子供たちの成長に欠かせない、良質な体験活動として、郷土史講座や、芸術鑑賞会、日本の伝統文化である新春書き初め大会などを継続実施し、豊かな心と生きる力を育んでまいります。

平成元年に高齢者大学として開設され、継続されている「山美湖大学」は、自主企画講座が開催されるなど主体的な学びの場となっています。

新年度においては、こうした主体的な取り組みをより推進するとともに、女性団体連絡協議会や青年会などの主体的な活動やリーダー育成を継続して支援してまいります。

2、芸術・文化の振興と読書推進。

芸術・文化の振興については、地域交流センターを拠点とした活動や鑑賞ツアーを継続実施するとともに、団体の活動を支援してまいります。

文化財の保護、活用については、紫明苑や郷土資料を生かした伝承活動を推進するとともに、適切な管理に努める所存です。

読書は、生きる力を育む上で、大切です。

平成 30 年度に策定した壮瞥町子ども読書推進計画に基づき、読書への興味と関心を高めるため、図書の購入、適切な管理を行うとともに、親子で読書に親しむ環境づくりを推進してまいります。

これらの活動は、山美湖運営ボランティアや読み聞かせの会、図書ボランティアの皆様が主体的な活動により実践されています。新年度においても団体の皆様と協働して推進してまいります。

3、フィンランド研修と今後のあり方。

平成 27 年度より、中学生フィンランド国派遣事業を「本町の英語教育の中核事業」と位置づけております。その成果は、結団式、交流会で、外国語を交えたスピーチを行う生徒の姿にあらわれております。

新年度については、現行制度により適切に執行するとともに、ケミヤルヴィ訪問団の来訪年度であり、必要な予算措置のもと、国際理解教育を推進する所存です。

また、本事業は、平成 19 年に町が定めた方針は、「現行方式での派遣は平成 32 年度までとする」「その後の交流のあり方については適切な時期に町が判断すべき」とされています。

教育委員会といたしましては、他の国際交流・地域間交流事業も含め、町部局の最終的な方向づけ、考え方に基づき、適切に執行してまいる所存です。

4、スポーツによる健康なまちづくりと地域創生。

スポーツは、全てのライフステージにおいて大切なもので、地域の活性化の面でも大変重要です。

また、大きな感動、勇気を与えてくれます。

新年度においても、スポーツスクールを開催するとともに、団体活動の継続支援や、特定非営利活動法人そうべつ地遊スポーツクラブと連携したスポーツによる健康なまちづくりを推進してまいります。

また、第 2 期スポーツ推進計画を策定し、「スポーツの推進」、「スポーツによる地域創生」に必要な環境の整備について検討を継続してまいります。

IV、むすび。

以上、平成 31 年度の教育行政に関する主要な方針と施策を申し上げます。

壮瞥町を開拓した先達者は、20 世紀 4 回の有珠山噴火や幾多の危機を克服し、英知を結

集させ、多くの困難を切り開き、町の礎を築いてきました。

この豊かな北の大地、「壮瞥町」を次世代に着実に引き継ぐことが、今を生きる我々の使命です。

教育委員会といたしましては、「子供たちは地域の”宝”であり、教育こそ未来の創造」であるという信念のもと、教育の力で、「元気で、笑顔輝く壮瞥町」をつくってまいりたいと考えております。

町民の皆様、議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 提案理由の説明を継続いたします。

副町長。

○副町長（杉村治男君） では、引き続き議案の説明をいたします。

議案第 13 号 久保内ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の制定について。

久保内ふれあいセンター設置及び管理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、平成 31 年 4 月から、立香ふれあいセンター及び蟠溪ふれあいセンターの 2 施設について、用途の変更、廃止を行うとともに指定管理対象施設から除外し、町直営管理運用とするため、壮瞥町ふれあいセンター設置及び管理に関する条例を廃止し、新たに必要となる久保内ふれあいセンター設置及び管理に関する条例を制定するため、提案するものであります。

条例は、第 1 条の目的から第 24 条の委任までの 24 条建てとなります。

附則で、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行することとあわせて、壮瞥町ふれあいセンター設置及び管理に関する条例を廃止することとしております。

議案第 14 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、平成 30 年 8 月の人事院勧告に基づき、地方公務員法第 24 条第 4 項の規定による「均衡の原則」により、長時間労働の是正処置を講ずるよう求められているため、条例の一部改正を提案するものであります。内容としましては、時間外勤務の上限の設定措置となります。

附則で、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行することとしております。

別に新旧対照表をお配りしておりますので、こちらは後ほどごらんください。

議案第 15 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、平成 29 年 2 月の総務省通知による是正と国家公務員制度準拠の原則に基づくものとなります。

内容としましては、寒冷地手当を時間外勤務手当の算定基礎に含めていないことが労働基準法第 37 条違反となり、是正処置を講ずるよう求められていること。また、勤勉手当基

礎額について、扶養手当を含めないことになっているため、条例の一部改正を提案するものであります。あわせて、国基準に基づく勤勉手当の上限総額算定を盛り込んだものとなります。

附則で、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行することとしております。

こちらも新旧対照表を別につけておりますので、後ほどごらんください。

議案第 16 号 壮瞥町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、平成 30 年 10 月末に実施されました北海道医療給付事業事務指導検査において、平成 30 年 4 月 1 日施行の国民健康保険法の改正に伴う住所地特例条項の不備を指摘されたため、条例の一部改正を提案するものであります。

附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、住所地特例については、医療保険制度の根本となっている事項であるため、運用上に問題が発生することはございませんが、条例に明記するよう指導を受けたことに対応するものとなります。

こちらも新旧対照表を別につけておりますので、後ほどごらんください。

議案第 17 号 壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらも議案第 16 号の議案説明と同様となりますが、平成 30 年 10 月末に実施されました北海道医療給付事業事務指導検査において、平成 30 年 4 月 1 日施行の国民健康保険法の改正及び高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴う住所地特例条項の不備を指摘されたため、条例の一部改正を提案するものとなります。

附則で、この条例は公布の日から施行することとしてございます。

こちらも新旧対照表を別につけておりますので、後ほどごらんください。

議案第 18 号 壮瞥町看護師等奨学資金支給条例を廃止する条例の制定について。

壮瞥町看護師等奨学資金支給条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、昭和 46 年に、優秀な看護師等を養成し、町内の医療機関に従事しようとする者に奨学資金を支給することを目的に制定された条例となりますが、近年は活用も低調に推移し、時代の流れに伴い一定の役割を終えたものと判断し、条例の廃止を提案するものであります。

附則でこの条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行することとしております。

議案第 19 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、平成 30 年 12 月に閣議決定された平成 31 年度税制改正大綱に基づき、基礎課税額に係る医療給付費分課税限度額を 61 万円に引き上げるものであります。引き上げ前の国基準額は 58 万円であります。本町では 54 万円に据え置いてきました。

平成 30 年度から国民健康保険の運営を都道府県が財政運営の主体となったことから、今後は、公平性の観点から国の基準に合わせてその都度改正していく考えであります。

また、これまで納期数を 4 期で対応してきたところでありますが、限度額の上昇に伴い納付しやすい環境とするため、現行 4 期制を 10 期制に拡大するため、条例の一部改正を提案するものであります。

附則で、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行すること、また、経過措置の規定を設けております。

なお、この改正内容につきましては、平成 31 年 2 月 4 日開催の壮瞥町国民健康保険運営協議会のご承認をいただいているものであります。

別に新旧対照表をお配りしておりますので、こちらは後ほどごらんください。

議案第 20 号 壮瞥町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちら平成 29 年 6 月に公布された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、市町村条例に、共生型地域密着型サービス（高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくする新たなサービス）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、条例の一部改正を提案するものであります。

附則で、この条例は公布の日から施行することとさせていただきます。

これも新旧対照表を別に配付しておりますので、後ほどごらんください。

議案第 21 号 壮瞥町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、学校教育法の一部を改正する法律、改正法の施行に伴う関係政令及び省令の施行についての通知、並びに技術士法施行規則の一部改正省令が平成 31 年 4 月 1 日に施行されるに伴い、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、条例の一部改正を提案するものとなります。

附則で、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行することとしております。また、見なし規定を定めている内容となります。

こちらにも別に新旧対照表を配付しておりますので、こちらは後ほどごらんください。

議案第 22 号 平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 16 号）について。

平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 16 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 44 億 3,934 万 3,000 円から歳入歳出それぞれ 1 億 8,587 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 5,346 万 5,000

円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。ページ、39ページになります。

総務費、総務管理費、一般管理費で80万円の追加となります。こちら役場庁舎の電気料増加に伴う不足見込み額の追加となります。

財産管理費で304万8,000円の減額となります。執行残の整備となります。

財政費、地域振興基金費590万1,000円の追加となります。

戸籍住民基本台帳費で12万9,000円の追加となります。個人番号カード関連経費の計上となります。

企画費で10万円の追加となります。地域公共交通対策事業では、バス利用者の減少に加え、燃料費高騰による収支差額の増加に伴う整理となります。

行政情報システム運用管理事業では、蟠溪地区光ケーブル撤去工事の発注に伴う特定財源充当額を契約額と一致させるための整理となります。

胆振線代替輸送業務費で54万8,000円の追加となります。胆振線代替バス運行維持費補助事業の運行に係る燃料費の高騰や減価償却費等の増加による収支差額の増加に伴う整理となります。

40ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で286万円の減額となります。国民健康保険特別会計と介護保険特別会計への繰出金の整理となります。プレミアムつき商品券事業は、10月からの消費税率引き上げに伴い低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、同時に、地域内での消費を喚起、下支えすることを目的とした対象者限定の国の制度設計による事業で、10分の10国費補助事業となります。こちら平成31年度への繰越明許での対応となります。

児童福祉費、児童福祉総務費で156万円の減額となります。実績による整理となります。

児童措置費で941万8,000円の減額となります。こちらも実績による整理となります。

41ページ、衛生費、保健衛生費、予防費で79万2,000円の追加となり、各種予防接種事業経費となりますが、平成31年度に予定をしていた緊急風しん抗体検査事業が国の第2次補正予算計上に伴い前倒し事業として平成30年度予算に計上し繰り越し執行対応することになったため、関係する経費の計上となります。財源としては2分の1国庫補助金が充当されます。特定健康診査・特定保健指導事業経費では、執行残の整理となります。

温泉管理費で312万4,000円の減額となります。地熱エネルギー維持管理経費となりますが、電気料の高騰による不足見込み額の計上と、執行残の整理となります。

清掃費、塵芥処理費で328万6,000円の減額となります。塵芥処理管理となりますが、

執行残の整理となります。

農林水産業費、農業費、農業委員会費で、16 万円の追加となります。農業委員会一般となりますが、農地基本台帳システムの基本ソフトウェアアップ等の経費となります。年度内導入の場合キャンペーン価格として半額で実施できることが判明したことによる計上となります。

商工費、観光費で 202 万円の減額となります。観光施設維持管理事業となりますが、執行残の整理となります。

42 ページ、土木費、土木管理費、土木総務費で 4,909 万 7,000 円の減額となります。民間大規模建築物耐震改修事業の執行残の整理となります。

道路橋梁費、道路新設改良費で 9,430 万 8,000 円の減額となります。委託料につきましては執行残の整理となり、工事請負費から補償補填及び賠償金までの 3 件につきましては、町道滝之町中島 1 号線に係るものとなりますが、国費要望額減少に伴う予算の整理と、実績による整理となります。

水道費で 207 万 4,000 円の追加となります。簡易水道事業特別会計への繰出金となります。

43 ページ、住宅費、住宅管理費では財源区分の変更となり、交付金実績による整理となります。

住宅建設費で 1,097 万 8,000 円の減額となります。公営住宅等整備事業の執行残の整理となります。

消防費で 379 万 5,000 円の減額となります。消防組合負担金の整理となります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で 10 万円の減額となります。学校職員福利厚生関係事業となりますが、実績による整理となります。

小学校費、学校管理費で 50 万円の追加となります。燃料費の不足見込み額の計上となります。

中学校費、学校管理費で 60 万円の追加となります。こちらも燃料費の不足見込み額の計上となります。

44 ページ、高等学校費、高等学校総務費では財源区分の変更となり、市町村立高等学校就学支援事業の事務費補助金交付決定による整理となります。

社会教育費、交流センター費では財源区分の変更となり、学校・家庭・地域連携協力推進事業の補助金交付決定による整理となります。

保健体育費、保健体育総務費で 2 万 7,000 円の減額となります。執行残の整理となります。

諸支出金、諸費、国道支出金返納金で 12 万 4,000 円の追加となります。地域生活支援事業費補助金の障害者総合支援事業について平成 29 年度実績確定による返納金となります。

給与費で 1,411 万 9,000 円の減額となります。実績見込みによる整理となります。

歳入では、ページ、35 ページ、地方交付税で 180 万 4,000 円の追加となります。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金で 90 万円の減額となります。

使用料及び手数料、使用料、土木使用料で 105 万 1,000 円の追加となります。公営住宅使用料現年分は、入居者の入退去の変動による減額となり、滞納分では実績による整理となります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で 117 万 3,000 円の減額となります。国保分は交付額の確定による整理となり、児童手当分では実績による整理となります。

36 ページ、国庫補助金、総務費補助金で 12 万 9,000 円の追加となります。個人番号カード交付事務費となります。

民生費補助金で 52 万 1,000 円の追加となります。プレミアムつき商品券事務費補助金となります。

衛生費補助金で 40 万 9,000 円の追加となります。感染症予防事業費等補助金となります。が緊急風しん抗体検査に要する補助金となります。

土木費補助金で 8,745 万 1,000 円の減額となります。民間大規模建築物耐震事業と公営住宅等事業について、実績による整理となります。道路橋梁費補助金は、国費の減額による整理となります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 73 万 7,000 円の減額となります。国保分は交付額の確定による整理となり、児童手当分では実績による整理となります。

37 ページ、道補助金、土木費補助金で 2,454 万 9,000 円の減額となります。民間大規模建築物耐震事業の実績による整理となります。

教育費補助金で 9 万 8,000 円の追加となります。補助金交付決定による整理となります。

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入で 73 万 1,000 円の減額となります。入居者数の減少によるものとなります。

財産売払収入、不動産売払収入で 494 万 4,000 円の減額となります。蟠溪地区で売り払い予定の町有地が、隣接地境界確定未了のため売買契約に至らなかったことによる整理となります。

繰入金、基金繰入金、国鉄胆振線代替輸送確保基金繰入金で 54 万 8,000 円の追加となります。

地域振興基金繰入金で 658 万 2,000 円の追加となります。

財政調整基金繰入金で 2,413 万 7,000 円の減額となります。

諸収入、雑入で 1,029 万 8,000 円の減額となります。

38 ページ、町債、衛生債で 380 万円の減額となります。

土木債で 3,830 万円の減額となります。

給与費明細書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をします。

ページ、30 ページ、第 2 表、繰越明許費補正では、総務費、企画費、地域情報通信基盤

光ケーブル移転事業で 705 万円。民生費、社会福祉費、プレミアムつき商品券事業で 52 万 1,000 円。衛生費、保健衛生費、緊急風しん抗体検査事業で 157 万 7,000 円。農林水産業費、林業費、林道改修事業で 700 万円の追加となります。

31 ページ、第 3 表、債務負担行為補正では、期間はいずれも平成 30 年度から平成 31 年度になります。塵芥改修委託料、限度額 1,515 万円。資源ごみ回収委託料、限度額 1,950 万円。情報館清掃委託料、限度額 144 万 7,000 円。町道関内蟠溪線地すべり観測委託料、限度額 170 万円。スクールバス運転業務委託料、限度額 1,150 万円。地域交流センター清掃委託料、限度額 119 万 1,000 円の追加となります。

32 ページ、第 4 表、地方債補正では、塵芥収集車購入事業、限度額 1,560 万円を限度額 1,180 万円に、橋梁長寿命化整備事業、限度額 1,030 万円を限度額 840 万円に、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、限度額 5,960 万円を限度額 2,520 万円に、公営住宅改修事業、限度額 3,520 万円を限度額 3,320 万円に、それぞれ変更するものとなります。

議案第 23 号 平成 30 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について。

平成 30 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 5 億 4,623 万 6,000 円から歳入歳出それぞれ 4,209 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 414 万 3,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。

53 ページ、総務費、総務管理費、連合会負担金で 5 万円の追加となります。レセプト併用化に伴うシステム改修経費となりますが、全額が特別交付金 10 分の 10 の補助対象となります。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費で 3,000 万円の減額となります。実績見込みによる整理となります。

高額療養費、一般被保険者高額療養費で 1,000 万円の減額となります。こちら実績見込みによる整理となります。

国民健康保険事業費納付金、医療給付費分、一般被保険者医療給付費分で 113 万 3,000 円の減額となります。納付額の確定に伴う整理となります。

介護納付金で 108 万 2,000 円の減額となります。納付額の確定に伴う整理となります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、その他償還金で 7 万 2,000 円の追加となります。平成 29 年度の特別調整交付金が超過納付となったことによる返還分となります。

51 ページ、歳入では、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で 435 万 8,000 円の減額となります。実績による整理となります。

退職被保険者等国民健康保険税で 39 万 8,000 円の減額となります。実績による整理となります。

52 ページ、道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で 3,995 万円の減額となります。実績による整理となります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 413 万 1,000 円の減額となります。実績による整理となります。

基金繰入金で 674 万 4,000 円の追加となります。こちらも実績による整理となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

議案第 24 号 平成 30 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について。

平成 30 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 6,234 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 600 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 6,834 万 6,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

こちらも事項別明細書、歳出から説明をします。62 ページです。

保険給付費、介護サービス等諸費で 596 万 6,000 円の追加となります。当初見込みの施設入所者数が増加していることによる不足分の計上となります。

高額介護サービス費で 73 万 2,000 円の減額となります。実績見込みによる整理となります。

特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス費で 76 万 6,000 円の追加となります。実績見込みによる不足分の計上となります。

地域支援事業費、一般介護予防事業費では、財源区分の変更となります。平成 30 年度から国の制度として保険者機能強化推進交付金が創設されております。制度内容は、高齢者の自立支援や重点化防止に向けた市町村の取り組みを自己評価し、国への報告が義務化され、この自己評価採点をもとに財政的支援を受けられることとなり、介護予防事業へ充当することとなっているものであります。評価採点の満点が 612 点となっており、全道平均では 350.45 点、本町では 495 点の評価となっております。比較的高い評価となっております。

歳入、60 ページでは保険料、介護保険料、第 1 号被保険者保険料で 326 万 3,000 円の減額となります。実績見込みによる整理となります。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で 150 万円の追加となります。

国庫補助金、保険者機能強化推進交付金で 58 万 4,000 円の追加となります。

支払基金交付金、介護給付費交付金で 162 万円の追加となります。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金で 75 万円の追加となります。

61 ページ、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で 75 万円の追加となります。

基金繰入金で 94 万 1,000 円の減額となります。

町債、財政安定化基金貸付金で 500 万円の追加となります。当初見込みより要介護認定者、施設入所者数が増加しており、その増加分を介護保険料収入や基金繰入金で賄うことができないため、北海道から借入れを行うものであります。この借入れは無利子で、平成 33 年からの次期介護保険計画期間中に保険料を財源として償還することとなります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

57 ページの第 2 表、地方債では、財政安定化基金貸付金、限度額、500 万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率は無利子、償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借りかえることができるとしております。

議案第 25 号 平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）について。

平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 2 億 4,065 万 2,000 円から歳入歳出それぞれ 1,949 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,115 万 9,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。

70 ページ、総務費、総務管理費、維持費で 91 万 7,000 円の減額となります。実績による整理となります。

施設費、建設改良費で 1,857 万 6,000 円の減額となります。実績による整理となります。

69 ページ、歳入では、使用料及び手数料、使用料で 309 万 1,000 円の減額となります。実績見込みによる整理となります。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 207 万 4,000 円の追加となります。

諸収入、雑入で 777 万 6,000 円の減額となります。移転補償費の整理となります。

町債、衛生債で 1,070 万円の減額となります。実績による整理となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をいたします。

66 ページ、第 2 表地方債補正では、簡易水道施設整備事業、限度額 6,780 万円を、限度額 5,710 万円に変更するものであります。

議案第 26 号 平成 30 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について。

平成 30 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによ

る。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額1億9,878万4,000円から歳入歳出それぞれ32万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,846万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちらでも事項別明細書、歳出から説明をします。

76 ページです。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水施設管理費で32万円の減額となります。執行残の整理であります。

管理型浄化槽事業費、管理型浄化槽総務管理費、管理型浄化槽施設管理費では財源区分が変更となります。実績による整理となります。

75 ページ、歳入では、使用料及び手数料、使用料、下水道使用料で41万3,000円の減額となります。浄化槽使用料で4万1,000円の減額となります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で13万4,000円の追加となります。実績による整理となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をいたします。

次に、議案第27号から議案第32号までの6件につきましては、平成31年度壮瞥町各会計の予算となります。各会計の予算内容の概要についてご説明を申し上げます。

議案第27号 平成31年度壮瞥町一般会計予算について。

平成31年度壮瞥町一般会計予算を別冊のとおり定める。

お配りをしております壮瞥町予算書のページに基づいて説明をいたします。

平成31年度壮瞥町一般会計予算。

平成31年度の壮瞥町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億5,900万円と定める。

こちら歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。こちら前年度の比較では2.6%、1億200万円の増加となっております。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、9億円と定める。

第1表の歳入歳出予算について、款1、町税では3億8,545万円で、前年との比較では699万9,000円の減額となります。

項1、町民税1億3,348万4,000円、項2、固定資産税1億8,431万6,000円、項3、軽自動車税685万円、項4、町たばこ税2,080万円、項5、入湯税4,000万円を計上して

おります。

款 2、地方譲与税では 3,800 万円で、前年との比較では 200 万円の減となります。

項 1、地方揮発油譲与税 1,100 万円、項 2、自動車重量譲与税 2,700 万円を計上しております。

款 3、利子割交付金 30 万円、款 4、配当割交付金が 50 万円、款 5、株式等譲渡所得割交付金 40 万円、款 6、地方消費税交付金 6,500 万円、こちら前年との比較では 500 万円の増となります。款 7、自動車取得税交付金 350 万円、款 8、環境性能割交付金 100 万円、款 9、地方特例交付金 90 万円。

款 10、地方交付税 16 億 4,000 万円で、前年との比較では 1,000 万円の増となります。内訳は普通交付税で 14 億 4,000 万円、特別交付税で 2 億円を計上してございます。

款 11、交通安全対策特別交付金 1,000 円。

款 12、分担金及び負担金 749 万 2,000 円で、前年との比較では 373 万 5,000 円の減となります。

款 13、使用料及び手数料 1 億 1,620 万 3,000 円で、前年との比較では 22 万 8,000 円の増となります。項 1、使用料 1 億 99 万 6,000 円、項 2、手数料 1,520 万 7,000 円を計上しております。

款 14、国庫支出金 2 億 9,016 万 8,000 円で、前年との比較では 6,491 万 1,000 円の減となります。項 1、国庫負担金 1 億 150 万 9,000 円、項の 2、国庫補助金 1 億 8,747 万 9,000 円、項 3、委託金 118 万円を計上しております。

款 15、道支出金 4 億 9,552 万 7,000 円で、前年との比較では 1,073 万 4,000 円の増となります。項 1、道負担金 6,647 万円、項 2、道補助金 8,280 万円、項 3、委託料 3 億 4,625 万 7,000 円を計上しております。

款 16、財産収入で 3,397 万 1,000 円で、前年との比較では 1,486 万 4,000 円の減となります。項 1、財産運用収入 2,246 万 8,000 円、項 2、財産売払収入 1,150 万 3,000 円を計上しております。

款 17、寄附金 3,750 万 1,000 円で、前年との比較では 500 万円の増となります。

款 18、繰入金 2 億 4,267 万 4,000 円で、前年との比較では 1,134 万 1,000 円の減となります。

款 19、繰越金 1,500 万円で、前年同額で計上しております。

款 20、諸収入 4,371 万 3,000 円で、前年との比較では 5,101 万 1,000 円の減となります。項 1、延滞金加算金及び過料 20 万 5,000 円、項 2、町預金利子 1,000 円、項 3、貸付金元利収入 32 万 7,000 円、項 4、雑入 3,818 万円、項の 5、受託事業収入 500 万円を計上しております。

款 21、町債 5 億 4,170 万円で、前年との比較では 2 億 2,780 万円の増となります。

一般の 9 ページ、歳出になります。

款 1、議会費 4,228 万 2,000 円を計上しており、前年との比較では 5 万 9,000 円の増と

なります。

款2、総務費で5億6,798万6,000円を計上しており、前年との比較では2億5,015万円の増となります。項1、総務管理費で4億742万3,000円、項の2、財政費3,738万3,000円、項3、徴税費650万6,000円、項4、戸籍住民基本台帳費143万8,000円、項5、選挙費1,100万8,000円、項6、監査委員費108万2,000円、項7、企画費1億214万1,000円、項8、統計調査費100万5,000円を計上しております。

款3、民生費で4億9,047万5,000円を計上しており、前年との比較では2,724万5,000円の減となります。項1、社会福祉費1億8,760万4,000円、項2、老人福祉費4,652万7,000円、項3、心身障害者福祉費1億6,916万7,000円、項4、児童福祉費8,712万9,000円、項5、災害救助費4万8,000円を計上しております。

款4、衛生費で5億625万1,000円を計上しており、前年との比較では1,581万7,000円の増となります。項1、保健衛生費4億2,292万9,000円、項2、清掃費8,332万2,000円を計上しております。

款5、農林水産業費で8,223万円を計上しており、前年との比較では513万5,000円の減となります。項1、農業費5,377万2,000円、項2、林業費2,845万8,000円を計上しております。

款6、商工費で7,935万5,000円を計上しており、前年との比較では1,321万7,000円の減となります。

款7、土木費で6億3,508万3,000円を計上しており、前年との比較では1億390万5,000円の減となります。項1、土木管理費9,605万7,000円、項の2、道路橋梁費2億686万7,000円、項3、河川費630万3,000円、項4、水道費4,966万5,000円、項5、下水道費1億109万9,000円、項6、住宅費1億7,437万3,000円、項7、都市計画費71万9,000円を計上しております。

款8、消防費1億6,083万2,000円を計上しており、前年との比較では1,140万4,000円の減となります。

款9、教育費で1億6,451万4,000円を計上しており、前年との比較では738万7,000円の減となります。項1、教育総務費2,926万5,000円、項2、小学校費3,469万2,000円、項3、中学校費2,078万8,000円、項4、高等学校費3,342万8,000円、項5、社会教育費1,639万7,000円、項6、国際交流費1,901万5,000円、項7、保健体育費1,092万9,000円を計上しております。

款10、災害復旧費で20万5,000円を計上しており、前年との比較では24万4,000円の減となります。

款11、公債費で5億3,212万4,000円を計上しており、前年との比較では76万3,000円の減となります。

款12、諸支出金で130万6,000円を計上しております。

款13、給与費で6億9,135万7,000円を計上しており、前年との比較では227万4,000

円の増となります。

款 14、予備費で 500 万円を計上しており、前年との比較では 300 万円の増となります。

第 2 表、債務負担行為では、オロフレスキー場及び弁景地域間交流拠点施設管理運営委託料、期間、平成 31 年度から平成 35 年度、限度額 2,350 万円。北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業（行政事務用パソコン等）、期間、平成 31 年度から平成 35 年度、限度額 730 万 1,000 円。北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業（学校教育用パソコン等）、期間、平成 31 年度から平成 35 年度、限度額 1,682 万 8,000 円。

第 3 表、地方債では、コミュニティ FM 放送局事業、限度額 240 万円。街路灯運営事業、限度額 260 万円。防災行政無線デジタル化事業、限度額 3 億 840 万円。ジオパーク推進事業、限度額 500 万円。地域公共交通対策事業、限度額 1,020 万円。緊急通報システム管理委託事業、限度額 100 万円。路線バス無料化事業、限度額 130 万円。りんごまつり事業、限度額 70 万円。昭和新山国際雪合戦事業、限度額 720 万円。洞爺湖ロングラン花火大会事業、限度額 1,100 万円。橋梁長寿命化整備事業、限度額 2,460 万円。町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、2,370 万円。公営住宅建設事業、限度額 5,890 万円。公営住宅改修事業、限度額 1,970 万円。壮瞥高等学校通学費助成事業、限度額 250 万円。生涯学習推進事業、限度額 250 万円。臨時財政対策債、限度額 6,000 万円の計 17 件、5 億 4,170 万円を計上しております。

いずれも利率は 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借りかえをすることができるとしております。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時 03 分

再開 午後 0 時 03 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案説明をお願いします。

○副町長（杉村治男君） 議案第 28 号 平成 31 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について。

平成 31 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算。

平成 31 年度の壮瞥町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 6,600 万円と定める。対前年度との比較では 9.3%、4,790 万円の減となります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、

8,000万円と定める。

第1表、歳入歳出予算の歳入では、款1国民健康保険税6,489万3,000円、款の2道支出金3億6,601万1,000円、款3繰入金3,508万6,000円、款4繰越金1,000円、款5諸収入9,000円を計上してございます。

歳出では、款1総務費934万3,000円、款2保険給付費3億5,491万2,000円、款3国民健康保険事業費納付金9,739万1,000円、款4共同事業拠出金1,000円、款5財政安定化基金拠出金1,000円、款6保健事業費383万3,000円、款7基金積立金1,000円、款8諸支出金21万8,000円、款9予備費30万円を計上してございます。

次に、議案第29号 平成31年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

平成31年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算。

平成31年度の壮瞥町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,860万円と定める。前年度との比較では0.6%、30万円の増となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。

第1表、歳入歳出予算の歳入です。款1保険料2,999万3,000円、款の2使用料及び手数料2,000円、款3繰入金1,633万2,000円、款4繰越金1,000円、款5諸収入227万2,000円を計上しております。

歳出では、款1総務費55万1,000円、款2納付金4,567万8,000円、款3保健事業費226万9,000円、款4諸支出金2,000円、款5予備費10万円を計上してございます。

次に、議案第30号 平成31年度壮瞥町介護保険特別会計予算についてであります。

平成31年度壮瞥町介護保険特別会計予算。

平成31年度の壮瞥町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,500万円と定める。前年との比較では1.1%、390万円の減となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、6,000万円と定める。

第1表、歳入歳出予算の歳入、款1保険料6,777万9,000円、款の2国庫支出金8,229万1,000円、款3支払基金交付金で9,021万6,000円、款4道支出金5,600万円、款5繰入金4,870万8,000円、款6繰越金1,000円、款7諸収入5,000円を計上しております。

歳出では、款1総務費348万4,000円、款の2保険給付費3億1,664万9,000円、款3地域支援事業費2,456万4,000円、款4基金積立金1,000円、款5諸支出金2,000円、款6予備費30万円を計上してございます。

次に、議案第31号 平成31年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

平成31年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算。

平成31年度の壮瞥町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,250万円と、こちら前年との比較では30.8%、6,890万円の増となります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。

第1表、歳入歳出予算の歳入、款1使用料及び手数料で5,194万9,000円、款2国庫支出金1,300万円、款3繰入金4,920万円、款4繰越金1,000円、款5諸収入6,215万円、款6町債1億1,620万円を計上してございます。

歳出では、款1総務費4,106万5,000円、款2施設費1億9,508万2,000円、款3公債費5,605万3,000円、款4予備費30万円を計上しております。

第2表、地方債では、簡易水道施設整備事業、限度額1億1,620万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率、5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還または低利債に借りかえすることができる。

次に、議案第32号 平成31年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について。

平成31年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算。

平成31年度の壮瞥町集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,440万円と定める。前年との比較では13.1%、2,630万円の減となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。

第1表、歳入歳出予算の歳入について、款1使用料及び手数料3,229万8,000円、款2国庫支出金600万円、款3繰入金9,850万円、款4繰越金1,000円、款5諸収入1,000円、款6町債3,760万円を計上しております。

歳出では、款 1 集落排水事業費 8,488 万 8,000 円、款の 2 管理型浄化槽事業費 610 万 7,000 円、款 3 公債費 8,310 万 5,000 円、款 4 予備費 30 万円を計上しております。

第 2 表、債務負担行為では、水洗便所改造等資金貸付融資に係る損失補償、期間、平成 31 年度から平成 35 年度、限度額は融資金融機関が貸し付けする資金について借り入れ者が損失を与えた金額としております。

第 3 表、地方債では、下水道資本費平準化債、限度額 3,760 万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率、5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮もしくは繰り上げ償還または低利債に借りかえすることができるとしてございます。

以上が今定例会に提出します議案の内容となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3 月 8 日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 0 時 17 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 1 年壮瞥町議会第 1 回定例会会議録

○議事日程（第 2 号）

平成 3 1 年 3 月 8 日（金曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（８名）

1 番	佐 藤	忖 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
8 番	長 内	伸 一 君	9 番	松 本	勉 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 秀 敏 君
副 町 長	杉 村 治 男 君
会計管理者	
	小 松 正 明 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	作 田 宏 明 君
総務課参事	上 名 正 樹 君
住民福祉課長	庵 匡 君
住民福祉課参事	阿 部 正 一 君
経済建設課長	工 藤 正 彦 君
経済建設課	
	齊 藤 英 俊 君
参事（兼）	
生涯学習課長	齋 藤 誠 士 君
選管書記長（兼）	作 田 宏 明 君
農委事務局長（兼）	齊 藤 英 俊 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
2 番 菊地敏法君 3 番 毛利 爾君
を指名いたします。

◎一般質問

○議長（松本 勉君） 日程第 2、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 平成 31 年第 1 回定例会に当たり、次に申し上げる事項について質疑を交わし、よりよい市政の進展につながることを願い伺います。

大きな柱 1 点目、平成 31 年度行政執行と第 5 次行政改革実施計画の推進について。

1 番目として、平成 23 年 5 月から 2 期 8 年間市政推進の責任者として選挙公約に掲げ行政推進の柱としてきた協働のまちづくり、人に優しいまちづくり、産業力向上のまちづくり、安全で住みよいまちづくりの実現を目指してきましたが、この 4 点の選挙公約の達成度の評価、さらにもし達成度が低い事項があれば、その達成できなかった要因は何かについて伺います。

2 点目、年々町財政は厳しく特色ある政策の推進は困難な状況にあり、さらに平成 30 年度から 34 年度までの第 5 次行政改革実施計画の取り組みで、この計画期間 5 カ年で 3 億円の収支バランス改善効果目標額として年平均にしますと 6,000 万円の削減を計画していますが、まだ 30 年度は終了しない中ではあるが、実際の削減に向けての取り組み事項と、予想される削減額の効果をどのように想定把握しているか。

3 点目、平成 31 年で第 5 次行政改革実施計画のどの事項について取り組み、想定される削減額はいかほどになるか。

4 点目、平成 30 年度に役場機構見直しを実施し、業務の効率化を目指して行った結果をどのように評価しているか。

5 点目、今求められるのは行政改革でいかに人件費を抑えるか、実施計画でも退職補充や嘱託職員を計画的に管理し、総体的な人件費の抑制を掲げております。平成 30 年度の計画で実施としていましたけれども、30 年度の臨時職員、嘱託職員数と 31 年度の臨時職員、嘱託職員の採用人員と配置をどのように計画しているか。また、物件費に占める人件費はいかほどかについて伺います。

2 点目、大きな柱として地域で育てる児童生徒の育成のためにという主題で以下また質問を続けます。平成 31 年度の教育行政の中で特筆される事項として、この 4 月 1 日から小学校 1 校、中学校 1 校としてスタートすることを挙げることができます。子供の健全育成には学校のみならず地域と手を携え進めることが大切で、小中学校が各 1 校になったことしを私は壮瞥町の教育の新スタートと位置づけることが大切であると考えます。地域の皆さんが現在の学校教育の姿を理解していただくために以下の事項について伺います。

1 点目、児童生徒一人一人に合った適切な教育を行うために特別支援教育が行われていますが、壮瞥町の取り組み状況について伺います。

2 点目、壮瞥町における児童生徒のいじめ問題、不登校児童生徒の実態とその対応策について伺います。

3 点目、北海道では平成 30 年 9 月 1 日現在でコミュニティ・スクール制度 453 校が導入しているとの報道がありましたが、壮瞥町におけるコミュニティ・スクールの取り組み状況と町民の皆さんにこの制度を理解していただくためこの制度内容、目的について伺います。

4 点目、新年度新たに地域学校協働活動推進コーディネーターを配置する目的とこの配置による効果について伺います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 1 番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1 点目の私が進めてきた 2 期 8 年間の 4 つの公約の達成度についてのご質問であります。これまでの総括として申し上げます。協働のまちづくり、人に優しいまちづくり、産業力向上のまちづくり、安全で住みよいまちづくりでは、その時々に応じた行政課題に対応をするべく役場組織体制を見直しながら取り組んでまいりました。特に徴税業務の強化については、過去にはその取り組みが見られなかった部分であります。税の公平性を図る観点で督促、差し押さえ、競売と地方税法や関係法令に基づき胆振総合振興局と連携を図りながら町税収納率の向上に努めその成果を継続させておりますが、これは関係職員の努力のたまものであると思っております。また、国が進めた地方創生事業のための壮瞥町総合戦略策定や、人口減少が進む本町にとって今後の定住政策や公共施設のあり方を検討するため庁内プロジェクトを立ち上げ、壮瞥町定住促進・公共施設有効活用計画、壮瞥町公共施設等総合管理計画を策定し、さらには先行きが見通せない地方交付税の中で町財政が低迷してきている状況下にあるため第 5 次行政改革大綱及び第 5 次行政改革実施計画を策

定したところであります。

議員もご承知のとおり、取り組めるものについては平成 30 年度からその取り組みを進めております。住民と行政との距離を縮め、官民一体となってまちづくりを進めたいとの思いで進めてきました町政懇談会も 1 期目 4 年間のうちは多くの方に参加をいただいて開催することができましたが、2 期目の 4 年間は参加者も開催箇所数も減少することとなり、実施時期の調整や開催テーマに課題があったものと思っております。これは先ほど申し上げた各種計画策定に着手する時期をもう少し早くするべきであったと反省しているところであります。

子育て環境の充実のため中学生までの医療費の無償化に取り組んだほか、時代の変化に伴い共働き世代が増加している現状から保育所開所時間の拡大を図り、さらには近年の夏場の猛暑対応として空調設備の整備を行いました。新設されていた子どもセンターの床面積規模ではゼロ歳児、1 歳児の保育定員数に制限があることから、希望者全員を預かることができない状況に加え、近年は保育士資格を有する人材を確保することが難しい状況になっております。このため平成 31 年度においても年間を通して人材募集を継続させながら限られた人員体制の中で円滑に運用できるよう運用時間の見直しを進めることとしております。

また、交通弱者等の対応として取り組んできましたコミュニティタクシーの制度運用も町民の足として浸透し定着してきたものと評価をしております。これまでも運行時間のあり方等で見直しを進めてきましたが、今後においても利用実態の把握に努め制度検証を進める必要があると思っております。

町民憲章にあるとおり本町は農業と観光の町であります。基幹産業の一つである農業部門においては、農業者団体や農業者との協議を踏まえ何が必要で、どんな制度が必要かを把握して各種施策を進めてきました。担い手支援対策や農業所得の向上に向けた支援対策、経営基盤強化に向けた対策など 3 点を主眼に取り組んできましたが、日本の農業情勢は農産物の経済連携協定による自由貿易が進行するごとに厳しさが増していると思っております。また、温暖化の影響によると思われる異常気象の発生に伴い畑作物の品質低下など農業経営は大変厳しい時代になったと感じております。さらに、町農業委員会や関係団体なども将来の後継者不足に大きな関心と危惧を抱いているとおり深刻な課題であります。本町だけの課題ではなく全道的な問題であり、関係機関がより一層連携して対応していくことが必要であると思っております。継続してさまざまな方策を検討し取り組んでいく必要があると考えております。

観光部門においては東日本大震災以降の訪日外国人の激減、胆振東部地震とその後の全道停電の影響などによる観光客の減少など、その都度官民連携した誘致活動と安全性の PR 活動により一定程度の回復を見ているところであります。また、町内 2 カ所の企業保養所の閉鎖後に再開に向けた経済活動の中で町が支援できる部分について予算編成方針の中でも触れたとおり支援を進めてきました。今後の経済活動の進捗によって町財政への好影

響や一定程度の人口増加に期待を寄せているところであります。

特産品開発支援事業として町内事業者を中心とした町内農産品を活用しての奥洞爺温泉事業商品開発の取り組みが一定程度進められてきましたが、最近ではその広がりや効果に減速感を感じております。一方でリンゴを活用したシードル製造が年を追うごとに熟成され、高い評価を受けていると聞いていることから、今後町内で整備される高級路線のホテル等で活用されることを願っているところでこのことが小規模自治体での農商工連携の姿ではないかと思っております。

平成 12 年の有珠山噴火から早くも 19 年が過ぎようとしています。防災備蓄品の計画的な更新や備品の見直しを進めるとともに地域の方々を安全に避難させることができる体制整備を重点に職員向けの図上訓練や町民を含めての避難訓練等に継続して取り組んできました。また、火山防災マップの更新の際には全戸配布を行うほか町広報を活用しての情報提供や啓発活動もあわせて行ってきたところであります。災害は、有珠山噴火だけではありません。近年の台風や暴風雨による風倒木や土砂流出による災害も多く発生している状況があります。1 つの災害発生対応で 2,000 万円から 3,000 万円の財源がなくなり、町財政を逼迫させている要因の一つとなっています。災害はいつ発生するか誰にもわからないと言われますが、その備えはできると思います。まずは、誰もができる自己防衛として必要最低限の備蓄品を用意するなどの自助を、次に地域内での隣近所等の連携をとるなどの共助を、そして最後の手段としての公助をの連携システムが有効に機能することが大切であると考えています。

以上、これまでの 2 期 8 年間で進めてきました概要の一端について要約して申し上げました。それぞれ各個人で受けとめ方や判断は千差万別であろうと思いますが、全ての項目に達成できたとする高評価もいたしません。住んでよかった、住みたい町だと思われる町にするため継続性を持ってまちづくりに取り組んでまいり所存であります。

2 点目の第 5 次行政改革実施計画の平成 30 年度の取り組みにつきましては、まだ年度途中であり削減額や効果については検証できませんが、平成 30 年度に実際に取り組んできた事項としては久保内出張所の廃止、社会福祉協議会の居宅介護支援事業所の廃止、キムンドの滝周辺整備委託料の削減、いこい荘前のし尿浄化槽点検委託料の削減、害虫駆除に係る受益者負担の導入、商工観光課の本庁舎への集約などとなっております。今後、決算額が確定した段階で削減額や効果については検証していきたいと考えております。

3 点目のご質問についてですが、平成 31 年度は平成 30 年度中にめどのついた蟠溪ふれあいセンターの浴場施設の廃止、立香ふれあいセンターの廃止、研修センターの管理方法の変更、投票所の集約、上下水道料金の改定などを進めるとともに、生活バス運行維持費補助金や各種補助金の見直し、経常経費の見直しなどについても取り組んでいきたいと考えております。削減額につきましては、計画策定当初に積算していた 4,500 万円の削減を達成できるよう進めてまいりたいと考えております。

4 点目の役場機構見直しの評価については、平成 30 年 3 月の第 1 回定例会へ条例改正を

提案した際に説明をした目的のとおりであります。一定程度の人口減少が見込まれる本町において、定員管理に基づきながら職員数の抑制に努めていかなければならないと認識しています。しかしながら、国や道からの権限移譲事務の増加などにより行政事務が減ることもなく多岐にわたっていることから、今後の行政事務を組織として効率的に進めることができる体制とするため、少人数規模の課の編成を改め一定の人員数を有する課の編成としたものであります。結果として現在の町長部局を4課体制として運用しておりますが、情報の伝達の迅速化や共有化がスムーズになった点や情報館からの移転によりわずかながらも経費の節減につながっております。小規模自治体における組織機構のあり方は、自治体の産業形態によりさまざまありますが、その時代時代によつての政策目標や展開により変化すべきものであると認識しております。

5点目のご質問についてですが、平成30年度の臨時職員数は31人、嘱託職員数は29人で合計60人、平成31年度の臨時職員数は28人、嘱託職員数は25人で合計53人となっております。あくまでも予算ベースではありますが、平成31年度は臨時職員3人、嘱託職員4人、合計7人が前年度に比較して減員となっております。平成31年度の配置についてですが、臨時職員3名の減員は子どもセンター関係では1名減、教育関係で2名減となっております。また、嘱託職員4名の減員は、子どもセンター関係で5名減、総務課1名増と計画しております。ただ、嘱託保育士と臨時保育士については現状として募集定数を下回った状況で、嘱託並びに臨時職員で欠員のある中運営しなければならないことから厳しい状況となっております。嘱託職員や臨時職員の賃金は物件費として分類されますが、平成30年度は9,256万6,000円、平成31年度は7,921万円を予算ベースで計上しており1,335万6,000円程度の削減を行っております。行政改革実施計画でも述べているとおり、人件費の抑制については計画に基づき嘱託職員数等を計画的に管理し、総体的な人件費を抑制しながらも効率的な業務推進が図れるよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げ、ご答弁いたします。

次に、2番目のご質問にご答弁申し上げます。1点目の特別支援教育の取り組み状況についてですが、本町では小中学校に特別支援教育支援員を配置しており、平成30年度は壮瞥小学校4名、壮瞥中学校1名となっております。また、対象児童生徒数は30年度壮瞥小学校19名、壮瞥中学校3名となっております。これらの児童生徒の状況を把握し、今後の支援のあり方を検討するための組織として壮瞥町特別支援連携協議会が設置されており、メンバーは学校関係者、医療機関、保育所など11名で構成され事務局は生涯学習課が務め、年2回の会議を開催しております。なお、平成31年度は現段階で壮瞥中学校の特別支援学級に在籍する生徒がいなくなるため特別支援学級はなくなり、壮瞥小学校の特別支援学級に知的と情緒のほかに言語の学級がふえる予定となっております。

2点目の児童生徒のいじめの問題については、平成29年度に実施したアンケート調査で全校で44件認知されています。29年度から調査の方法が変わり、直接いじめという表現が用いられなくなっても嫌な思いや苦痛を感じている場合も積極的に認知するようになっ

ており件数が多いと感じられますが、既に解決したり、心理的、物理的な影響を与える行為はやんでいる状況です。学校では児童生徒間のトラブルや小さなサインを見逃さないよう、組織的な体制構築と生徒指導に当たっております。また、教育委員会ではスクールカウンセラーを配置し、定期的に学校を訪問いただき児童生徒や教職員、保護者からの相談やアドバイスのほか、学校に対する情報提供なども行っていただいております。これからこの体制を継続し、いじめの早期発見と対応に努めてまいります。

次に、不登校児童生徒の実態とその対応策とのご質問ですが、本町で現在不登校と認識している児童生徒はおります。現在学校の管理職、学年団の教諭や養護教諭が中心となり、本人だけではなく保護者とも面談するなどの対応をとり他人との接触を嫌い、家から出なかった子供が放課後ではありますが学校に来たり、不特定多数の方がいる施設に行ってみる、病院への通院も行えるようになるなど状況が変化しております。しかし、卒業してしまうと学校との関係が切れてしまうことから、学校側で町内の相談室フロイデとそのような場合の対応などについて打ち合わせを持ったと聞いております。不登校の理由はそれぞれ異なるため、早期の情報収集や関係機関との連携を進める必要があると考えております。

3点目のコミュニティ・スクールの取り組み状況と制度内容、目的についてですが、昨年9月1日現在、道内の導入状況は幼稚園11園、小学校265校、中学校157校、義務教育学校5校、高等学校13校、特別支援学校2校、合計453校となっており、胆振管内の状況は小学校76校、中学校43校、高等学校2校、合計121校となっており、本町は全ての学校にコミュニティ・スクールが設置されております。制度内容、目的につきましては平成16年6月地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会の判断により学校や保護者、地域の実情に応じて学校運営協議会を置くことができます。コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校を指します。学校運営協議会は地方教育行政法第47条の6に基づき、教育委員会によって学校に設置される合議体で、学校と地域住民や保護者などが学校運営の基本方針の承認やさまざまな課題の共有を図るとともに学校運営への必要な支援等について協議する会議です。コミュニティ・スクール制度は地域住民、保護者等が教育委員会、校長と責任をわかち合いながら学校運営に携わることで、地域に開かれ地域に支えられる学校づくりを目指す制度です。壮瞥町の取り組み状況ですが、地域の特色や学校の実態を踏まえ、地域住民や保護者の要望を的確に反映し、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え地域に信頼され、地域とともにある学校づくりを進めるために平成27年度にコミュニティ・スクールを小中4校に導入いたしました。平成29年4月に地方教育行政の組織運営に関する法律が再度改正され、全ての公立学校において学校運営協議会の設置を目指すべきという観点から協議会設置が努力義務とされ、学校の運営に資する活動を行うものを新たに加えて学校運営への参画、支援、協力も役割として与えられたことから、平成29年度に新たな趣旨により壮瞥高等学校も含めた小中高4校でコミュニティ・スクールを導入しております。学校運営協議会には、校長が作成する学校運営基本方針を承認する学校運営に関し教育委員会、校長に意見を述べる、教職員の任用

に関して意見を述べるなどの役割があるほか、それに加えて本町では学校評価を行っております。会議は年間3回程度実施し、3回目の学校運営協議会で学校評価アンケートなどの意見や要望を集約し、学校評価書の最終案をまとめることになっております。

4点目の新年度、新たに地域学校協働活動推進コーディネーターを配置する目的と、配置による効果についてですが、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）とは平成29年3月の社会教育法の改正により地域学校協働活動は法律に位置づけられ、同法で教育委員会は地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する際には、地域住民と学校との連携協力体制整備や普及啓発活動などの措置を講じるとされています。また、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を果たす者は、地域学校協働活動推進委員として教育委員会が委嘱できることとなっております。

役割には①、地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画、立案。②、学校や地域住民、企業、団体等の関係者との連絡調整。③、地域ボランティアの募集、確保。④、地域住民への情報提供、助言、活動促進などとなっております。地域学校協働活動推進員の配置目的は、久保内小学校で実施されているPTCA活動、丘の子応援団の組織など、地域の教育力を学校教育に生かすよき伝統があり、地域の方々が学校応援団として授業や行事に参画、協力し、地域の方が学校に来ない日はないというほど密接にかかわっており、町内全体で社会に開かれた教育課程—信頼される学校づくりを目指し、久保内小学校PTCAを参考に取り組みを行うため配置するものです。地域学校協働活動推進員を配置する効果としては地域学校協働活動を実施し、役割を担う地域学校協働活動推進員を設置することで①、子供たちへの効果、子供たちが地域住民と交流することによりさまざまな経験の場がふえ、コミュニケーション能力の向上や地域への理解や関心が深まる。②、学校への効果、地域住民が学校を支援することにより、教員が授業や生徒指導に力を注ぐことができる。③、スタートアップ時では教職員負担が大きいとのイメージはあるが、地域総がかりで教育の実現を目指すことから結果的に教職員の負担軽減につながる。④、地域への効果、地域住民が学校を支援することにより、地域の教育力が向上し、地域活性化につながるなどの効果が生まれます。また、地域住民の生きがいがづくりや自己実現につながる、学んだ成果を生かす社会にもつながるなどの効果も期待できます。

教育委員会では、子供の健全育成のため学校や保護者、関係機関、地域と連携して取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 通告しておりました2点について詳細に答弁いただいたことに感謝申し上げたいと思いますが、さらに質疑を交わして理解を深めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、佐藤町政で掲げた4つの柱についての取り組みについての答弁をいただきましたが、各種計画を策定し、その実施に取り組んだことは評価しますが、自己評価の中でもありましたが、協働のまちづくりの取り組みに欠ける面があったのではないかと、これ

も私は同感であります。町が取り組む事項について、本当に理解されてから実施に取り組んだかについていつも疑問を抱いております。

町長は、町政懇談会の開催について触れておりますけれども、町内5会場での開催でよかったのか、特に滝之町方面は人口に比べ極端に少ない出席者、ただ聞いて説明したからとしか思われません。町政懇談会の出席者の少ない要因として、出席して幾ら話しても諦めのムードがあること、このことは住民が行政から離れていることとも、その要因かもしれません。協働のまちづくりは、行政だけではできません。そこに住民の皆さん、また行政と地域との関係を日常活動の中で構築しなければならないと私は考えております。行政に対して何を言っても諦めムードが年々高まっているのではないのでしょうか。私はこのように住民の皆さんと接して感じておりますけれども、このことについて町長はどのように思われ、考えているか最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） ただいまの私の公約でありました協働のまちづくりの中で町政懇談会の開催の件についてと、また町民の皆さんが後半になりますと町政懇談会に参加が少なくなった、または町政懇談会を開いても住民の意見が反映されないというような、そういった趣旨のご質問かなというふうに思っております。私も就任当時は、その1期目の4年間を務めて町政懇談会を多くの場所で開催してきたつもりでございました。三十数軒の自治会がございますけれども、8割程度は自治会で開催をさせていただいていたというふうに認識をしております。後半になりまして、やはりなかなか地域の皆さん方との調整ですとか、そういったことがなかなか難しい状況でありまして、町内5カ所で開催することが2期目には多くなったかなというふうに思って反省をしているところでもございます。また、町民の皆さんにやはり町政というものに興味を持っていただくためにも、こういった町政懇談会はやはり開催することは必要であろうというふうに認識をしております。また、先ほどご質問の中に町に何を言ってもやってもらえないという、そういった趣旨の質問いただきましたけれども、やはり町政懇談会で意見が出た場合には、必ずその場でご答弁できるものはご答弁をさせていただいておりますし、また後ほど担当課のほうにお願いをしてその質問に対するご答弁を自治会長さんを通して返しているのが実情でございました。決して町民の皆さんから言われたことを全てやってこない、受ける、受けないというわけではございません。これが本当に地域に必要なかどうかということをやはり判断をさせていただいて、町政懇談会の答弁をさせていただいておりますけれども、やはり多くの自治会から要望がありました街路灯の電気料金、これはどこの自治会からも、町も8割は負担をしておりますけれども、自治会が2割負担ということで、この電気料金が値上がりしたことによっての2割負担が大きいということで、何とか町のほうにもう少し負担をしてくれないかというお話をいただきましたけれども、そのことにつきましてはやはりその街路灯のLED化に努めまして電気料金の削減になったかなというふうに思っております。

もう一方で今滝之町中島1号線でありますけれども、このことにつきましてもやはり防

災という観点から今町道整備を行ってございますけれども、やはりこれは橋口2の自治会の町政懇談会の中でそういった趣旨の要望もありましたので、今その事業として取り組んでいるところでもございます。決して何もしないということではないかなというふうに自分はちょっと考えておりますけれども、先ほど申し上げたようにやはり政策として取り組んだことも、その人の取り方によってやはり判断があるのかなというふうに思っておりますけれども、私としてはやはり聞けるものはなるべく聞こうという姿勢のもとで行政を担わせていただいてまいりました。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（松本 勉君） 佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 私の表現が悪かったかもしれませんが、やはり近年地域の方々が役場を見る目が変わってきたなということは実感としてあります。そこで、町長は就任当初はもうかる農業なんて言葉を口にしておりました。その言葉も消えてしまいましたが、現在壮瞥町の農家戸数も減少し、追い打ちをかけるかごとくこの後継者のいない戸数がどんどんふえている現状ですね。31年度中に新規にホテルの建設が始まり、増収増と人口増を期待することが昨日の予算編成方針の中で話されていましたが、この税収や人口だけでなく、農業との関連も視野に入れ、ホテルで使用する野菜、特に西洋野菜といいますか、そういう野菜を温泉熱を利用して年間続けて生産して供給するようなことなどホテルと協議して、やはり今からそのための基礎づくりといいますか、準備が私は必要でないかな、この供給先はただ単に新しいホテルだけでなく既存のホテルとも協議をして農業振興の一環に取り組むことが必要でないかな、そんな気がしてなりません。

さらに、壮瞥町の町民憲章にもあるとおり壮瞥は農業と観光の町ですと掲げております。町長の口からもこのことが時折話されております。壮瞥町の観光は昭和山、有珠山がメインであります。その地区の衰退は他の観光地と比べて急速に進んでいる状況であり、この解決を急がなければならないと考えます。このことを話すと地域の土地所有者との関係が出されますが、将来に向けて存続させなければならないことから、ただ土地所有者の問題で終わらせるのではなく、行政として真剣に考え、前向きに実現に向けて努力することが急務でないかなと私は常日ごろ考えております。このことについて、町長は先頭になって解決を図ることが私は必要だと考えておりますけれども、町長はこのことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 今大きく分けて2点のご質問かなというふうに思っております。

まず、1点目は農業関係のご質問だというふうに思います。やはり私も就任当時から生産性向上のまちづくりの中でもうかる農業を何とか実現したいという、そんな思いでこのもうかる農業を掲げてまいりました。やはり農業ももうからなければ生活できないわけがあります。また、もうかる農業でなければ担い手確保も難しいわけがあります。そういった観点でもうかる農業を掲げさせていただきました。その中で壮瞥町において担い手が少

なくなりまして、やはり経営者の方も高齢化になってまいりました。そういった意味で、従前は壮瞥町の特産品であります例えば手竹を使った高級菜豆が多く栽培しておりましたけれども、労働力あるいは重労働ということなどからやはり高齢者にはなかなか大変だなという思いをしております。私も農業をやっておりましたので、そのことは実感をしております。そのことで、労力はかかりますけれども、重労働ではなくしてハウスでの集約的な農業を何とか実現できないだろうかという思いの中で生産性向上対策事業を進めさせていただきました。平成 25 年から 28 年の間です。やはり補助事業というのは期限を切らなければ、継続していつまでもやるというわけにはまいりませんので、そういった年限を切らせていただいて農家の方への補助をさせていただきました。

また、有害鳥獣対策ではやはり農作物を鹿あるいはアライグマ等から守るために電牧等の補助ですとか、そういったことも平成 30 年度まで継続してさせていただきました。また、先ほどご質問の中で高級ホテル、2つの事業所が進出をしていただくこととなっておりますけれども、その全てのオーナーさん、社長さんがやはり従業員は壮瞥に住まわせて、そして食材は壮瞥も含めまして近隣の食材を使いたいというお話でございました。やはりうちの町だけで提供できるものもありますけれども、できないものもあります。ましてや漁業、海がないわけでありますので、お魚なんかはホタテ類も含めましてやはり他の町から供給をしていただくことになろうかなというふうに思っております。そのことは強く申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

また、観光面でやはり今はインバウンドのお客さんが多く来ておりますけれども、災害があるたびに急激に来られる方が少なくなるわけでありますので、そういった折にもやはり近隣の観光協会、本町の観光協会を含めましてインバウンドのお客様のプロモーションをさせていただいて、お客さんの入客回復に努めてまいりました。また、私も大きな課題だというふうに思っております昭和南山地区の商店街の状況につきましては、議員がご心配のとおり壮瞥町の皆さん方がご心配をされているということは認識をしております。そういった意味で地方創生の交付金を活用して昭和南山地区に協議会を設けていただいて、その中で協議をしたり、またはその地方創生交付金を使って、その地域の状況を調査した、そういった結果も今あるわけでありますから、今後以前はやはり地権者の方の意思が僕は大事なかなというふうに思っておりますけれども、一層あの辺の活性化に向けて、また協力できるところは協力し、また相談できるところは相談に乗って大きな課題解決に向けて尽力したいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 町長の考えは今の話でわかるのですけれども、やはり実態調査、それしたのはもう何年前ですか。やはり相当といっても5年とかと言いませんけれども、調査した結果に基づいての取り組みです。それがやはり目に見えてこない。土地所有者の問題で、そのことだけで全然進展がないのでないかな。やはり今後これを解決しなければ、壮瞥町の観光というのは幾らインバウンドで外国人が来ても、私は日本国内の皆さんが来

てもらわなければならないのではないかな。そういう面から考えても昭和新山地区の再開発については絶対急務である、これを申し上げておきたいと思います。

そこで、私も時間の配分を考えながら質問事項をいろいろとまとめてきましたので、その点町長の考えがわかりましたので、次に２点目の行財政の削減について伺いたいと思います。

施設の閉鎖の実施等の答弁があり、まだ年度途中なので、今後決算額が確定した段階で検証との答弁をいただきました。今幾ら削減したかということは大変難しい問題ですけれども、私はこのような削減は施設を閉めたからでなく、そうでなくて日常活動の中での需用費の削減の取り組みが私はやはり大きいのではないかな、考えております。そこで、担当課にお聞きしたいのですけれども、30年度、初年度としてこの需用費の削減について各課にどのような指示をして努力してきたのか、取り組み状況です。それについてももしそういう取り組みがあれば、伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

基本的に、まずそのプロジェクトで計画策定前には当然課長職で計画を策定してまいったわけですが、基本的にその需用費の削減につきましては庁舎内の当然光熱水費です。その要らないところの電気とか、例えばここは電気暖房でございますので、当然そういう熱源の部分に関しての形を考えてほしいという形と、また消耗品が多々占めるとは思うのですが、庁舎内で使う消耗品につきましても節減等、例えばファイル等の部分につきましても１度使ったものを処分、当然保管期間とか決まっています、その書類等の整理等はするわけですが、その辺のファイル等も再度再利用とか、そういう形のものでしてきてございます。また、31年度の予算につきましては需用費、やはり要望に対して５％のカットをするという形の部分で31年度も取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 佐藤 恣君。

○１番（佐藤 恣君） 30年度の取り組み、また31年度の取り組みも今のお話でわかるのですけれども、やはり町民の皆さんのメーンは施設の閉鎖による財政の負担軽減はすぐ目に映るのです。けれども、需用費関係、これについてはなかなか目に映らない。職員の皆さんが日常的に使用すること、これにやはり十分心がけていかなければ達成できないのではないかな、その一例を申し上げたいと思います。

各種会議の案内、それから課によって違うかもしれませんが、各種委員の皆さんが出席して開いた会議のときに会議の後報酬を振り込みました、その案内。例えば報酬の場合はかがみをつけて、その２枚目にまた報酬の内訳、本当に用紙の５分の１も面積とらないような形で、そして封筒に入れて郵送されてきております。私はそのようなものはもしも必要であれば、はがきで十分ではないかな。というのは、はがきは62円です。封書にな

れば 82 円。封筒も要るし、いろいろと目に見えない経費はかかります。それから、先ほどの答弁にもあったのですが、光熱費の問題です。これについては、日中、特に山美湖などでよく気になるのですけれども、廊下の照明施設の点灯、日中のです。これは、現代の建築物は採光、光をいかに取り入れるかということで窓ガラス面が大きくて、日中の点灯は余り必要のないことでないかな。けれども、無意識に点灯していることが時折見受けられます。本当にこのようなささいなことで重箱の隅をつつつくような形で申し上げて申しわけないのですけれども、もう一つ毎月町から各自治会に配布依頼している自治会宛ての文章を入れている封筒、これについてもやはり私は考えることが必要でないかなと思います。その一例として 3 月の広報関係が自治会に届けられた封筒を持参しましたので、ちょっと議長の許しをいただければ皆さんに見ていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○議長（松本 勉君） どうぞ。

○1 番（佐藤 恣君） このような大変立派な封筒です。このような封筒に入れて自治会に届けて、私はこういう封筒を使うときも必要かもしれないけれども、もっと工夫することが必要でないかな、そんな気がしてなりません。この中に入っていたのは担当、私は自治会長やっておりますけれども、私の自治会では総務部長のところに届くので、けさほど行って何が入っていたのと聞いたら、これは町からまとめたものが入っていました。そして、総務部長がそれを班ごとに分けて班に持っていったのです。この封筒を使って持っていった、そうするとその班長は私のところにこの封筒はまだ使えるからといって持ってきたのがこれなのです。町民の皆さんは、やはり少しでもそういうものを削減してほしいという願望でなかったかなと私は考えます。そういう面でささいなことではあるかもしれませんが、そういう需用費の削減、効果について私は町民よりも職員の皆さんが一丸となって取り組む姿勢が必要でないかな、そうしなければ絵に描いた餅に終わる危険性がないかな、そんなことを考えますけれども、町長はそのようなことを余り知らなかったと思いますけれども、今の話聞いてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） ただいまより休憩といたします。再開は 11 時 10 分といたします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（松本 勉君） 引き続き会議を開きます。

答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 今ご質問いただいた中で、町民の皆さんが役場になかなか来づらいというようなご意見があったというふうに議員のほうから質問の中にあったかなというふうに思いますけれども、違ったでしょうか。

ただ、私は来庁された皆さんには笑顔で対応していただきたいということを常々職員の皆さんにはお願いをしております。ただ、やはり遠くにいる職員の皆さんは仕事をしているために、来庁者に気づかない場合もあるかなというふうに思っております。今後そ

の点につきましては、氣をつけていただくようさらに強く申し上げていきたいというふうに思っております。また、今町民の皆さんもコミュニティータクシーなどを使って役場にありますとか、銀行に来ておる姿をちょくちょく拝見しておりますので、そういったことでご理解をいただければというふうに思っております。

また、需用費の削減でありますけれども、先ほど議員から何点かの例題を挙げてご質問をいただいたかなというふうに思っておりますけれども、まず各種会議の案内等につきましては、やはり各委員の皆さんに失礼のないように封筒でご案内、あるいははがきでご案内することもあるのではないかなというふうに思っております。ただ、その辺今後いい方向で取り組んでいけるよう検証したいというふうに思っております。

また、廊下の電灯につきましては、今は確定申告の最中でありますので、ずっとつけておりますけれども、私が見るときにはやはりそういったことがない場合、あるいは催し物があるときはついておりますけれども、ついていないときのほうが、僕がトイレに行っていますとついていないときが多いかなというふうに思っております。また、自治会の広報等の配布の封書につきましては、建部自治会量が多いので、そういった形になっているのかなと思いますけれども、うちの東湖畔自治会なんかを見ますと扱っていた封書にガムテープで巻いて届けていただいたりしていることがありますので、そういった点についてはやはり節約を考えながらやっていただけるかなというふうに思っておりますけれども、今後もそういった需用費の節約についてはさらに強く進めていきたいと、削減に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 総務課長。

○総務課長（作田宏明君） 私のほうからも行革を進めている所管課として、先ほどその需用費の関係もお答えしましたので、再度またご答弁させていただきます。

議員おっしゃられたとおり、いろいろと今各種会議の案内とか、委員報酬の振り込み用紙の案内とかいろんな面でご指摘ございましたけれども、それは真摯に受けとめて今後その職員間、いろいろと課長職等でお話をして、そのように努めてまいりたいなというふうに考えてございます。

また、その封筒の話で町長もおっしゃっておりましたけれども、基本的に今自治会のほうにお回ししている文章等は量が多いときとか、そういうのは封書等にまとめているわけですが、基本的にかなり毎日役場のほうにも郵便物がたくさん届いておって、それを全部ごみ処分しているわけではなくて、封書はほぼほぼ保管というか再利用するためにとって置いてあって、その辺は適宜利用するような形でやっていると思いますし、その辺も皆さんが誤解なきようそういう形で今後も努めていきたいと。

また、廊下の照明についても議員が言われたようにそういうときもあろうかと思いますが、そのときは逆に一言声かけていただければ大変助かりますし、またそのときによって、声かけていただくことによって職員の意識も高まるのかなというふうに思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本 勉君） 佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） わかりました。

やはり町民の皆さんも、また職員の皆さんもこれは一丸となって共通認識のもとに努力していかなければならないと思いますので、この点よろしくお願いしたいと思います。

3点目に移りたいと思います。4月からいろいろな施設の閉鎖だとか、使用目的の変更などについてお話がありました。そこで、蟠溪ふれあいセンターの温泉設備の利用、これも温泉施設、入浴施設を廃止する、大変地域との話し合い等で努力されたのでないかな。そこで話し合いをして実現したと思うのですけれども、廃止に対する地域の皆さんの意見だとか、それに対する町はどのような回答をしたのか、またそれがどのように廃止につながったのか、そして廃止に伴うその後の対応策、これはどのように考えているかについて最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

蟠溪のふれあいセンターの廃止につきましては、行革でまず温泉施設の廃止という形、それはいわゆる指定管理施設の委託料のその辺をどうするかということも含めて今回蟠溪温泉施設の廃止という形になって今回上げてございます。その際に地域のほうとの話し合いでございますが、蟠溪施設自体のその地域で入っていらっしゃる方も当然いらっしゃるのですけれども、その辺の人件費、委託料、かなり差異があると。結局、運営管理費とその委託料の部分のところでの差異がありまして、当然今後もコストがかかっていくと。そして、温泉施設を持つということはなかなかその維持管理することも将来にわたって厳しいということも踏まえて今回廃止をしますという形でお話しはさせていただきました。正直なところですよ。それについて、住民の方々におきましてはやむを得ないよねと。今後蟠溪のそのふれあいセンターがなくなることによって入るところがなくなるわけではないので、その辺は理解すると。ただ、地域として今度国道が拡幅になって、地域がかなり人がいなくなってきているという形も踏まえて例えば旧蟠溪駅前にあったゲートボール場も用地の拡幅によってなくなると。ただ、そういうときに今までそこで人が少ない人数ながら集っているところもあってという形のお話をいただいて、その辺は教育委員会がいろいろとゲートボールの協議をしたと思いますが、そういう形のところで集うところの場所として、もし可能であれば、蟠溪の地域の方々にふれあいセンターの清掃等、維持管理、逆に使ってもらうとか、周りの管理をしていただければまた人の集える場所として使っていただければなというふうにお話ししたところ、地域としてもやはりそのゲートボール場とか、なくなった上で冬は使っているものですから、夏場もそういう形で使わせていただければ、管理もしたいなという形でお話になったところでございます。その辺につきましては、ある程度地域と町と何回か話し合ってご了解をいただいて今回に至ったというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） わかりました。

そこで確認したいのは、蟠溪地区には旅館的な施設がありますね。そこを利用するという事で理解してよろしいですね。地域の皆さんが利用する場合です。今のふれあいセンターの施設の風呂に入っていた方が、もしもその地域の風呂に入りたいなというときは、施設名は申し上げませんが、私は2カ所入浴可能なところがあると理解しております。そこで今までどおり130円でしたか、それでそこに入ってその後は後で予算審議の中にも出てきますけれども、その差額をその旅館等に支払うような考えがあるのかどうかです。それについて確認したいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

町営温泉施設の風呂の利用料負担事業、こちらにつきましては住民福祉課の所管になりますので、私のほうからご説明させていただきます。今回蟠溪ふれあいセンターを一般開放を閉鎖するという事で、当然この利用料負担事業の対象になっておりましたから、その対応をどうするかということを経営で検討しておりました。当初は高齢の方も多い地域ですので、何とか救済みたいなことができないかということを経営で検討しておりました。それで、今議員がおっしゃったように町営温泉がなくなるのであれば、例えば民間の施設に同じ制度を適応して正規の料金ではなくて130円に入れるようにと。そうすれば間違いなく救済ができるというところまでは検討はしたのですが、最終的には見送りをいたしました。その旨住民の皆さんにも説明をさせていただきました。理由としては、もちろん蟠溪の方にとってはそれで当然いいことなのですが、では本町全体で見たときに必ずしもそういった施設に近くないところに住んでいらっしゃるなかなかこの制度を利用できていないという方も多分いらっしゃるだろうと思います。壮瞥温泉にも民間の施設はございます。ですから、平等性ということを経営で考えたときにオール・オア・ナッシングで全部を対象にするのであれば、それはそれで一定の平等性が保てますし、ただそれをやるためには相互の財源であったり、そういったものが経費になりますので、今回については逆に言うと蟠溪地域だけの住民の方だけをそういった例外措置というか、救済措置をした場合に町内の平等性が保たれないという判断に最終的に至りまして、大変心苦しい思いはあったのですが、住民の皆さんにはそのような考え方から救済措置というのはちょっと見送らせていただきますと。もちろん正規の料金で民間施設に入るのは、それはもちろん何ら問題のない話でございますし、私どもが干渉をすべきものではないので、大変申しわけないのですが、そのような形でご利用いただければというふうにお話をさせていただいておりました。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 今までそういう救済措置、私はあると思っていたのです。けれども、町内全体を見た場合の平等性からということではないということを今初めて承知したの

ですけれども、やはりこのことについては今後いろいろと検討していかなければならないのでないかなと私は考えます。

そこで、次に31年度に実施する中に投票所の集約を挙げておりますけれども、この実施は4月の統一選挙からか、またことしは7月に参議院選挙がありますので、参議院選挙からか、または31年度中にこの集約を考えるのか、この点についてまず確認したいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

今3カ月ごとに選挙管理委員会を開いてございますが、12月の定例の選管のときの提示登録から7投票区あったものから4投票区に変更してございます。それで、一番最初に行われる4月7日の北海道知事及び道議会議員選挙から、7投票所から4投票所に変えるという形になってございます。

○議長（松本 勉君） 佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 私もこの選挙所の開閉についていろいろと調べてみたのですけれども、壮瞥町選挙事務取り扱い規定第3章に選挙に関する区域という項目がありまして、第4条で投票区分設の告示行為が定められておりますけれども、このような告示行為というのですか、それはもう既に終わっているのですか。私なかなかその掲示板見る機会がありませんので、確認しておりませんけれども、このような12月にそれが決定しているのであれば、私はそういう告示行為がされているのかな、ちょっとお聞きしたいのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） 今現在4投票所の告示行為はしてございます。

○議長（松本 勉君） 佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 私町の広報など丹念に読んでいるつもりでいるのですけれども、町の広報などにもそういう記事が出ていたのでしょうか。私はちょっとそれは見落としたのかもしれませんが、そういう形で変更になったとすれば、やはり住民の皆さんに選挙が告示になってからではなくて、十分12月にそういうことが決定しているのであればPRといいますか、そういうのをやっていただきたいな、そんな気がしてなりません。それはもう過ぎ去ったことですので、それ以上申し上げませんが、4点目に移りたいと思います。

4点目の役場機構の見直し、ある程度そこで評価というのが出ております。私たち町民の皆さんは、やはり条例や規則でこんな仕事は何課がやっていて、何係が何々やっているということは、表面上はわかってもその係等がどのような仕事量があるかということは全然もう皆目見当がつきません。そういう中でよく言われるのは、職員数の問題です。これについてよく言われることですけれども、きょうの答弁にもたしかあったと思うのですが、国や道からの権限移譲事務の増加があるのだと。大変職員の皆さんは忙しいということが

言われます。以前に私は表彰関係でただしたときにも同じ答弁でした。そのために町民対象の表彰については事務量軽減のためだということが話されております。そして、町長はそのときの答弁を容認しておりましたね。やはり私は機構改革して、そういう中で行政事務にかかわる職員は誰のために仕事をしているのか、私は町民が最優先でないかと思うのですけれども、また権限移譲事務もこれは町民のためだと理解しますけれども、そのように基本的に何か事務量が多いから軽減のために直接町民にかかわるようなことが今後また出てくると思うのですけれども、そういう点について私はどうも疑問を持っているのです。そういう面でこのことをどのようにお考えになりますか。町長よく前回答弁されておりましたので、町長に再度伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 職員数の適正管理については今後も抑制をしていきたいというふうに思っております。

また、今の質問の中でやはり行政というのは住民サービスを基本として職員の皆さんが仕事をしているというわけでございますので、その点については決して事務量が多いからといって住民に対するサービスを低下をさせたくない、そんな思いでおりますので、職員の皆さんはそういった意味で住民サービス提供のために働いているというふうに認識をしております。今後も本当に住民の皆さんを最優先と考えた行政運営に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 私は今町長が言われた住民サービスといいますか、それは怠ることなく 31 年度も続けていただきたいと思います。直接機構改革には関連しませんけれども、もし議長のお許しをいただければ、簡単なことですので、伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松本 勉君） 一般質問ですから、ぜひどうぞ。

○1 番（佐藤 恣君） そこで、先ほどもちょっと触れたのですけれども、町は毎月 1 日、各自治会宛てに配布物を届けてくださっております。そこで、私は一向に改まらないのが 1 つあるのです。それは長い歴史があります。もう 40 年近い歴史があるのですけれども、一部の自治会に対して普通は自治会単位でまとめて届くものが町内の一部の自治会に対しては班ごとに分けて届けているのが実態ではないでしょうか。そして、職員の皆さんは口を開けば忙しいということを申されますけれども、私はやはり先ほど入浴の関係で、風呂の関係で平等性という言葉が使われておりましたけれども、私はその一部の自治会だけに班ごとに分けて封筒に入れて届けることはもうやめるべきでないかな。そうしなければ、これから私たち地域活動をしていく上に大きな障害になってくるのでないかな。先ほど 40 年くらいの歴史あると言いましたけれども、本当に 40 年、館崎町政ぐらいから始まっているのです。そういう面からこのような届けるのを班まで、これも住民サービスかもしれませんが、平等性からいうと私は何か欠けているものがあるのではないかと思います。

れども、町長にはこのことについて前にお話ししておりますし、町長も承知していると思うのですけれども、このような実態どのようにお考えになりますか。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） そういったそのうちの自治会において、広報の配布いただく際にそういった班分けをして届けている自治会があるということは佐藤議員のほうから1度お聞きをしておりましたが、その後どのように今改善されたかはちょっと承知してございませんので、また後ほど答弁させていただきたいというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり40年来、私この役場庁舎入って40年もたっておりませんので、その当時の経緯というのはちょっと承知かねるのですが、多分今の配布について、その一部の自治会、確かにおっしゃるとおりその班ごとという形もあるというのも認識してございます。ただ、それがその自治会によってかなり広域なエリアになっている自治会とか、ある一部分のその自治会の大きさが多分それぞれ違うと思うのです。その辺がその当時昔の部分である程度広いところに行くと、逆にその自治会長さんなり自治会の代表の方に届けても各班に分ける手だてとしてかなり負担は大きくなるという形も含めてそのような方式にしたのではないかなというふうに認識しているところでございます。ですから、あくまでもその先ほどの平等性云々というお話議員もおっしゃられましたけれども、確かにおっしゃるとおりかもしれません、その辺が平等、例えるのであれば逆に役場のほうからその自治会単位負担かかっても皆さんどうですかと、いやいや、自治会長のところに届けてくれればいいです、代表のところに届けてくれればいいですという自治会もあるでしょうし、そういう形は確認しながら進めていければなというふうに今後考えてございます。ですから、あくまでも平等性云々というところの部分に関しましては今後も気をつけて行っていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 佐藤 恣君。

○1番（佐藤 恣君） やはり私はやるのであれば全部やってほしいし、それが不可能だと思うのです。二百何十に分けなければなりませんよね。そんなことを私は自治会として申し上げる気は毛頭ありません。やはり例えば町内には110世帯ぐらいの自治会もあれば、それよりも小さい自治会もあります。その110世帯ぐらいの自治会はそういうことはしておりません。60から70、多くて90世帯ぐらいの自治会に対してそういう便宜を図ってき

ているのが実態なのです。ですから、私はもしも町のほうで調査して、あなたの自治会は
このようにしたら分けてくださいなんて希望をとったら全部希望するのではないかと思うの
です。そうした場合、事務量といたしますか、職員の負担というか、膨大なものになってく
る、そのことから考えても私は今行政改革を進めている中ですので、思い切って英断をも
ってやめるべきでないかな、そんな気がしてなりません。ある会合というのは懇親会です。
これは自衛隊の懇親会の席、年1回開かれますので、その席に町民の方も参加しておりま
した。そのときそこに出席した女性の方こう言いました。自治会長のところに配布物が来
るけれども、それを分けて一軒一軒届けるの大変なのですと。というのは、距離がある
のです。農村部です。距離があるので、大変なのだ。できれば一軒一軒郵送してもらい
たいねという、そういう声まで出ているのです。そんなことは到底できないはずで。で
すから、やはり私は31年度、新年度に向けて町は英断をもってそのようなことはやめるべ
きでないかと思うのですけれども、町長どのようにお考えになりますか。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 自治会の会長さん、役員の皆さん、そして会員の皆さんにはこの
町の広報等の配布についてはご尽力いただいて、本当にありがたいなというふうに思っ
ております。今ご指摘いただいております、言われておりますその配布物の配布の仕方につ
いて疑義があるというお話でございますけれども、どんな事情があったのか、そういった
ことを精査させていただきたいというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 佐藤 孝君。

○1番（佐藤 孝君） 早急に精査してやはりあるべき姿を、望ましい姿に持っていつて
いただきたいなということを要望したいと思います。

5点目の人件費については、予算特別委員会の中でいろいろと発言したいと思いたすの
で、これはこの機会割愛したいと思います。

そこで、2点目に答弁いただきました質問です。これは教育関係ですけれども、これに
移りたいと思います。皆さんご承知のように、軽度の障害のある児童生徒を教育するため
に今全国の地方自治体が特別支援学級を設けております。壮瞥町もこの特別支援学級に取
り組み、そして教育の効果が上がっているということを私は評価したいと思います。そこ
でお聞きしたいのは、何かこの特別支援教育を進めるために壮瞥町特別支援連絡協議会と
いう組織があるようですね。この組織は年2回ほど開かれているとも聞くのですけれども、
この協議会で協議された事項で今までの協議の中で平成31年度にこういう点を改善しな
がらこの支援学級の充実に努めたいというような内容があれば、ここで話しいただきたい
と思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○総務課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

特別支援連携協議会という会議につきましては、専門家の方々から児童生徒の望ましい
教育的対応等に関する指導や助言をもとに次年度の指導や関係機関との連携を図っている

会議でございます。毎年対象となる子供さんの入学、卒業、あるいは転入、転出、また児童生徒さんの状況も刻々変わるということでございます。そのときに応じた支援のあり方についてを検討しながら必要な対策を講じているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） わかりました。

そういう組織を十分生かして、この支援学級の運営といいますか、取り組みについて十分努力していただきたいな。実はこの支援学級で学ぶお孫さん、滝之町にいらっしゃるのですけれども、お孫さんのおじいちゃん、おばあちゃんに当たる人と1回訪問したときに向こうからお話がありました。私の孫は支援学級に通っていると。そして、こういう取り組みをしていただいて大変感謝しているのだと、そういうお褒めの言葉といいますか、おじいちゃん、おばあちゃんからそういう言葉も聞いております。ですから、この軽い障害等でご苦労されている親、またおじいちゃん、おばあちゃん、また子供自身のためにもぜひこの支援学級の取り組みを充実させていただきたいな、そんな希望を申し上げて次の質問に移ります。

次に、いじめの現状と不登校児童生徒の現状について伺います。多分教育委員会では、スクールカウンセラーなどを配置して定期的に学校訪問などしていると思うのですけれども、この定期的に訪問している現状とこのときに保護者からどのような相談事項があったのか、内容はよろしいのですけれども、保護者からどのような内容よりも件数、相談事項がもしもあったら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

まず、スクールカウンセラーの訪問の状況でございます。平成30年度の数値になります。壮瞥小学校では3回、久保内小学校では2回、壮瞥中学校では10回、壮瞥高校で12回、合計の27回となります。また、壮瞥小学校と壮瞥中学校ではスクールカウンセラーの方から年1回保護者向けの講演会というようなものも企画、開催されております。また、保護者からの相談件数につきましてはその都度、都度年によって違うのですが、大体年間で1ないし2件程度ということでございます。なお、内容につきましては個人情報の問題もございしますので、答弁のほうは差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 現状理解できました。

それで、私の考えをこれから述べたいと思うのですけれども、いじめだとか不登校の要因はさまざまなものが想定されますけれども、やはりこのことは一日も早く解決しなければならない、壮瞥町の教育行政の中でもやはり重要な位置を占めているのではないかな、そんなことを前提として、そのためには学校と教師と児童生徒、保護者の人間関係が私は大

切でないかな。これは事案、事件といいますか、そういうものが発生した、生じたからではなく日常の人間関係が大切であるということは、これは今さら言うまでもありません。日常生活でいじめの兆候を感じたら未然防止のための行動を起こすことが必要と考えます。その次は、かすかな変化を見落とさない早期発見が必要でないかとも考えます。さらに、児童生徒、保護者の思いに寄り添った解決支援が大切だと、私は常日ごろこのようなことを考えておりますけれども、このような考えについてどのような感想を持たれるか、もしも感想があればよろしいです。感想をお聞かせ願えればと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

ただいま議員おっしゃられたように学校、教師並びに児童生徒と保護者との信頼関係、人間関係というのが大変重要なものになってきていると思います。いじめ等の事案、もしくはかすかな兆候等を捉まえた際、まず学校では当然当事者、状況によってはほかの児童生徒からも状況の聞き取りを行っております。また、必要に応じまして保護者等への電話の連絡、あるいは保護者説明会の開催や教員による家庭訪問というものも実施しております。保護者と学校との信頼関係の醸成に努めているところでございます。今後につきましてもいじめに関しては早期発見、早期解決というものが解決の第一歩であるという認識をしておりまして、被害を受けた児童生徒や保護者の思いに寄り添うような形で支援をするよう学校のほうには伝えてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 佐藤 恣君。

○1番（佐藤 恣君） よろしくお願ひしたいと思いますけれども、やはり私は児童生徒自身がみずから考え、実践することが必要でないかなということが頭から離れません。これは児童会活動だとか生徒会活動でいじめ、不登校についてお互いに認識して、楽しい学校生活を送ることが私は第一歩でないかと考えます。その一例として、壮瞥中学校の学校祭では学校祭の全ての行事が終わった後に次のようなことをやっているのです。それは何かというと、生徒代表がいじめ撲滅のための宣言を読み上げ、みんなで確認しております。このように生徒みずから考え、表明していくようなことがこれからも私は大切だと思ひますので、この学校で取り組んでいただきたいな、そのような気がしてなりません。

そこで、次に最後の項目に移りたいと思います。時間の関係で最後のほうに移りたいと思ひますけれども、地域学校協働活動推進コーディネーターについて伺ひます。この制度は今年度新しく設置されることから、先ほどの質問でその配置の経緯だとか目的について理解できますけれども、私はその設置目的の中に1つ加えていただきたいという事項があります。それは何かというと、社会教育との連携、調整です。今例えば社会教育といいますか、教育委員会では図書活動を一生懸命やっていて、それを学校と一緒に協力して進めていく、そのように社会教育と学校教育はやはりお互いに手を携えながら進めなければ

ならないのですけれども、この設置目的、先ほど聞いた中には社会教育との連携、調整というのがなかったような気がするのです。ぜひこれを入れていただきたいと思いますけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺います。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

地域学校協働活動につきましては、社会教育法の中で整備された制度でございます。社会教育との連携を実施することで、効果がより高まるものではないかと考えております。地域学校協働活動推進コーディネーターの役割である事業サポートの人選や教育の質を高めるため、学校を支援する人材の確保など社会教育で持っている人材を共有し、地域住民との幅広いかわりを持つ社会教育と一体となってこの事業を今後推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 今答弁があった中に社会教育法に基づいてという言葉ありましたね。やはり私はこの設置目的、答弁の中には社会教育との連携だとか調整だとか強調というのが欠けているのです。ぜひこれ言葉として入れていただきたいと思います。そこで、この設置目的、その背景として次のようなことが言われております。久保内小学校で実践のPDCA活動を参考にして取り組むために配置することが目的だということが述べられました。この4月から壮瞥の新しい教育のスタートを考えると、この久保内でやってきたことを取り組むことも必要でしょう。けれども、今回新しくスタートするに当たってこれからの壮瞥の教育の望ましいあり方、進む方向をきちっと熟慮して推進することが必要と考えますけれども、この久保内小学校でやってきたことをそのままといいますか、そのままとは言いたくありませんけれども、それを実現するために設置して考えるのは、私はちょっとおかしいのではないかなと思うのですけれども、この点についてどのようにお考えになりますか。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

31 年度から久保内小学校が休校となって壮瞥小学校が実質1校という形になります。その中で久保内の取り組みについて非常に地域性が高い取り組みを久保内の小学校ではこれまで長い間努めていただいたと思っております。この久保内のよいところを新しい体制となる壮瞥小学校でも可能な部分は引き継いでいっていただければなというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） やはりこれからの壮瞥の教育はいかにあるかということを真剣に考えて、それに沿ってこの制度を十分生かしていただきたいな。私も関心があるものですから、各地の実際にやっている報告書、道教委でも発行しておりますけれども、そういう

のを見るとやはり大いに参考になる点が多くありますので、どうぞほかの地域の取り組みなども参考にしながら壮瞥町の望ましいあり方について十分検討して取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問とします。私は平成 27 年だったと思いますけれども、新制度として発足した壮瞥町総合教育会議があります。平成 30 年度まで 4 回開催されておりますけれども、この発足時からこの会議の傍聴をさせていただいております。その中でよく耳にして今でも残っているのが久保内の教育はすばらしいと、そういう言葉が教育委員の中から発言されているのを聞いております。そこで、教育委員会はすばらしいのはわかったと。それは理解できるのですが、教育委員会は壮瞥小学校のよい点を親に、父母にもしも言うとしたら、壮瞥小学校こんないい点があるよという認識だとか評価についてもしも考えていることがあれば、お聞かせ願いたいと思います。教育長が不在ですので、生涯学習課長にそのような質問をするのは酷でないかと思っておりますけれども、やはりこれから小学校は存続していきます。そういう中で今教育委員会が捉えている小学校のよい点をお話しいただければ幸いです。これをもって質問を終わりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

まず、先ほど委員のほうから教育委員から久保内の教育はすばらしいという発言があったということでございますが、まず久保内小学校の教育につきましては先ほどもご答弁させていただきましたけれども、地域性が非常に高く、少人数校でもあることから学校の先生の指導も十分行き届いているという結果ではないかと考えております。また、教育委員は全国学力・学習状況調査の結果あるいは学校訪問や運動会、学芸会等のさまざまな場で児童たちが発表する状況を確認しております。また、教職員の児童への指導についても見させていただいており、教育委員としての率直な感想が出たのではというように考えております。

31 年度から先ほど申し上げたとおり小学校が 1 つになり、壮瞥小学校の教育についても教育委員は期待をしているところでございます。もちろん子供たちだけではなくて、教職員や地域の熱意により壮瞥小学校のよいところを引き出すことによって壮瞥小学校にも久保内のように伸びていただきたいと考えており、今後教育委員会でも指導や支援等をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） これにて一般質問を終結いたします。

◎休会の議決

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

議事の都合により 3 月 9 日から 10 日までの 2 日間休会にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、3月9日から10日までの2日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月11日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 0時00分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成31年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成31年3月11日（月曜日） 午前10時00分開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 3 | 議案第13号 久保内ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第16号 壮瞥町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第17号 壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第18号 壮瞥町看護師等奨学資金支給条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第19号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第20号 壮瞥町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第21号 壮瞥町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第22号 平成30年度壮瞥町一般会計補正予算（第16号）について |
| 日程第13 | 議案第23号 平成30年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第14 | 議案第24号 平成30年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第15 | 議案第25号 平成30年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）について |
| 日程第16 | 議案第26号 平成30年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予 |

算（第3号）について

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第17 | 議案第27号 | 平成31年度壮瞥町一般会計予算について |
| 日程第18 | 議案第28号 | 平成31年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第19 | 議案第29号 | 平成31年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第20 | 議案第30号 | 平成31年度壮瞥町介護保険特別会計予算について |
| 日程第21 | 議案第31号 | 平成31年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について |
| 日程第22 | 議案第32号 | 平成31年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について |
| 日程第23 | 発議第1号 | 壮瞥町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第24 | 発議第2号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

○出席議員（８名）

1 番	佐 藤	恣 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
8 番	長 内	伸 一 君	9 番	松 本	勉 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 秀 敏 君
副 町 長	杉 村 治 男 君
会計管理者	
	小 松 正 明 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	作 田 宏 明 君
総務課参事	上 名 正 樹 君
住民福祉課長	庵 匡 君
住民福祉課参事	阿 部 正 一 君
経済建設課長	工 藤 正 彦 君
経済建設課	
	齊 藤 英 俊 君
参事（兼）	
生涯学習課長	齋 藤 誠 士 君
選管書記長（兼）	作 田 宏 明 君
農委事務局長（兼）	齊 藤 英 俊 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
4番 森 太郎君 5番 真鍋盛男君
を指名いたします。

◎議案第12号

○議長（松本 勉君） 日程第2、議案第12号 固定資産評価委員会委員の選任について
を議題といたします。

質疑を受けます。

1番、佐藤 恣君。

○1番（佐藤 恣君） 私も異議なしの一人なのですが、この機会にこの壮瞥町固定評価委員会のことについてちょっとお尋ねしたいのですが、今提案されていることはこの議案にも書いてありますように地方税法の423号の第3項だとか、壮瞥町税条例の72条だとか73条に基づいてやっているもので、これについては異議ありませんけれども、お聞きしたいのはこの固定評価審査委員会の設置目的が固定資産が課税台帳に登録された価格に関する不服があった場合に決定する機関ということで位置づけられておりますけれども、今までこのことについて住民の方から不服申し立てがあったかどうか、そしてこのような委員会を年何回ぐらい開いているのかについて最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、税務会計課長。

○会計管理者税務会計課長（小松正明君） 答弁申し上げます。

まず、委員会がいつ開かれたかと、委員会というか固定評価委員の、まずは委員会が毎年1回開かれております。昨年10月の2日火曜日に1度開かれております。毎年1回当評価委員会を開いております。内容は委員長が年1回という任期でございまして、その委員長をまず決めるということ。それと、その年の固定資産税の課税概要の説明をしております。もう一つは意見交換ということで毎年9月、10月に1回開いております。過去に評価委員会に異議申し立てがあったということですが、以前にもそういう質問があってお答

えしたと思うのですが、過去 15 年ぐらい前、過去に 1 度はあったというのは聞いております。ただ、その内容については資料等もちょっと残っていませんので、わかりませんが、過去に 10 年以上前に 1 度はあったということは存じております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） わかりました。

そういう不服申し立てがないということは考え方ですけども、正しく固定評価している、資産の評価をしているということで理解しますけれども、このような制度によって委員会があるということを町民の皆さんはどのように認識しているのでしょうか。本当にこういう制度について町民の皆さんの理解度はどのようにお考えになりますか。制度があるということについての認識といいますか、それをどのようにお考えになっておりますか。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 固定資産税に関する資産評価の関係ですから、これは地方税法ができた制度から発足されているものであります。制度に基づいて異議申し立てがあるかないかということでもありますので、町民の方全てが理解されているかというのはちょっと把握はしておりません。ただ、納税通知の裏面見てもらえばわかりますとおり、不服の申し立てのできる規定も載せておりますので、そういったもので一定程度は理解されているのかなというふうには考えております。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 固定資産評価委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第 13 号

○議長（松本 勉君） 日程第 3、議案第 13 号 久保内ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

8 番、長内伸一君。

○8 番（長内伸一君） この条例は、久保内ふれあいセンター設置及び管理に関する条例ということで、立香ふれあいセンター、蟠溪ふれあいセンター、壮瞥温泉の研修センター、

この３施設を指定管理から外して町直営にするということでの条例改正というふうに理解をしておりますが、町直営という形になる、管理体制が変わると思います。どのような管理体制で直営として行われるのかという点をお伺いしたいと思います。

それから、蟠溪ふれあいセンターは浴場もあるわけですが、その利用、その活用といいますか、その浴場をどのように今後考えられるのかと、あわせて特定利用券等に対する対応はどのように考えられるのかという点をお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

まず、久保内ふれあいセンターの設置以外の立香ふれあいセンター、蟠溪ふれあいセンター、研修センターの町の管理方法という形でございますが、基本的には今まで指定管理者に全額その電気料、光熱水費等、あと維持管理等をお任せしていたという形でございますが、今後は町直営ということで町のほうで光熱水費等の負担、あとは施設の維持管理をしていきたいというふうに考えてございます。

それと、蟠溪ふれあいセンターの浴場についてですが、一番の蟠溪ふれあいセンターの廃止というか、浴場の施設の廃止をして指定管理から除外するという一番の目的が基本的に第２期公共施設活用計画のほうでもうたっておりますけれども、温泉施設で入浴者の収益と結局維持管理費の部分の差異があって、今後維持していく上ではかなり厳しいという形から浴場の廃止という形で考えてございます。今後は、その浴場の廃止をして今基本的にその温泉の施設の部分が一番かかりますので、その部分はあくまでも温泉施設としては今お話ししたとおり廃止をしたまま温泉の施設等の設備については使わないという形で考えてございます。

特定入浴券の関係ですが、先日の一般質問等でたしか所管の課長がお答えしましたけれども、３月の広報等の特定入浴券の関係について、蟠溪の施設については基本的に特定入浴券を町営施設ではございませんので、使えないと。当初は民間施設のほうもちょっと検討はしたけれども、全町的な平等性を保つために基本的には今あるゆーあいの家、キムンドの家、それと久保内のふれあいセンターでの町営施設での使用というふうにお答えしているというふうに思います。

○議長（松本 勉君） ８番、長内伸一君。

○８番（長内伸一君） さきの議員協議会の中でも、その辺は出ておりました。入浴の取り扱いです。特に特定利用券の取り扱いの部分が説明がありましたけれども、まず町が管理していくということで浴場の部分は閉鎖をして、その３施設は町が管理ということ、維持費も含めて理解しましたが、日常の使用に対する管理といいますか、取り扱いについてはほかの町の施設と同じように町に申し出て、そして例えば地域の集まり等も含めて利用していただくという考えなのか、それとも日常の部分においては地域が自主的な管理も含めて自主管理というような形で行う考えなのか、あるのかどうかという点と、それから浴場については閉鎖をするということで財政的な負担が大きいと、利用から比べてです。

それで、1つのやむを得ない判断というふうに理解をするわけでありますけれども、今までは割引券といいますか、その特定利用券について蟠溪のふれあいセンターの施設も65歳以上の人を中心として、そういう利用しやすい価格で使われていたということがあるわけですが、今後そのそういう施設がなくなって、その地域の人たちにとっては、ある面でいうとそれを使うとすれば久保内なり滝之町なり仲洞爺に利用せざるを得ないというような状況があります。

ある意味全町的な視点で考えたときの公平性を考えると、民間の温泉等の活用という部分は難しいというふうに説明も受けたわけでありますけれども、ある意味そういう部分も1つは判断として理解できなくもないのですけれども、これは全理事者のときからたびたび議論されていたところで、地域に温泉があるので、民間の温泉をそういう形で活用して、蟠溪の町営のお風呂についてはとは以前からそういう議論はあったように記憶をしておりますけれども、その地域の福祉的な要素、それから活性化という部分を考えてときに画一的な全町的な公平性という視点だけでそれを捉えていいのかどうかという部分についてももう少し説明をいただきたいと。

それから、この特に蟠溪のふれあいセンターにおいては久保内地域、それから仲洞爺地域と同じように有珠山の噴火があった際に、長期に避難所として開設をして利用されていたという経過があります。そうした中でこれは元町長から個人的にちょっと聞いた話ですが、有珠山の噴火が必ず周期の中で行われる、そうしたときに特にその周辺の地域の住民の方は長期に避難をしなければならないと。そうしたときに、避難所と同時にそこに温泉があることによって非常に安心をして長期の避難に頼ることができる。そういう意味でいうと、久保内のふれあいセンター、蟠溪のふれあいセンター、それから仲洞爺キムンドの家という部分が大きな効果を発揮しているというような、個人的にそんなお話を聞いたことがあります。そのことを考えると、今回の閉鎖という部分でそういう要素も考慮しているのか、それから万が一そう噴火したときに今閉鎖した温泉が例えばその時期であっても復帰して浴場が利用されることが可能なかどうか、この点についてもお伺いしておきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） 3点ほどご質問があったなというふうに思っております。

まず、1点目の自主管理という形につきましては、基本的に今まで指定管理者のほうに申し出た、使用のとき。ただ、立香はもう廃止ですから一切ないですけれども、うちの考えとしては今蟠溪ふれあいセンターについても基本的に浴場の施設を廃止して、一般の方々の利用を中止するという形で考えておりましたので、蟠溪のほうも基本的に申し出等はないというふうに思っています。ただ、研修センターにおきましては昨年説明会を開催して、地域で使いたいという企業の方とか説明会とかいろいろとその講習会とかを開きたいので、今までどおり使えるのでしょうかという形もお話がありまして、その辺につきましては理解するところで、毎年使っているという形から、基本的には研修センターの部分

については申し出は役場のほうに行ってもらって活用するという形で考えてございます。

それと、2点目の地域のその部分の特定施設については所管の課長のほうからちょっとお答えさせていただきたいというふうに思っております、3点目の避難所の関係ですけれども、今回の蟠溪の施設に関しましては、町の原則的な考えは基本的に一般利用を中止して温泉施設も中止しますので、基本的に一般利用を中止すると。そして、あとは何に使うのですかという根本的な考えは、原則避難所としての活用。先ほど議員がおっしゃられたように噴火の避難所もそうですけれども、年に数回大雨とか警報出た際に長流川の水位が上昇したときに避難所として開設しているところもありますので、それは維持していくという形で考えてございます。そのときに長期的なその温泉の利用云々というお話になると、ちょっと今現状としてバルブ操作等で温泉施設のところに温泉を入れないという形で考えてございまして、ただその熱交換器の関係とかは動かしたいなと。床暖もそうですけれども、基本的にロードヒーティング等もありますので、そういう形の部分で活用しようとは考えてございますので、ちょっと浴場の部分についてすぐ例えばやめて、できるかどうかというのはちょっと何とも言いがたいところがあるのかなと。当然温泉の泉質等もありましてカルキ等もつきますから、その辺はちょっと何とも今現状としてはお答えしにくいのですけれども、基本的にその温泉のポンプ関係以外の部分の熱交換とかは回して活用したいというふうに考えてございますので、ある程度例えば冬期に避難されても、例えば今床暖入っていますけれども、そういう形の部分とか、そういうのは活用できるかなというふうに考えてございます。

○議長（松本 勉君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） それでは、2点目の特定利用券に関する部分につきまして住民福祉課が所管なものですから、私のほうからご答弁をさせていただきます。

今回この前の一般質問でもお答えしたとおり、いろんな分析を行った上で救済ですとか、そういったことも含めて考えたところではあるのですが、実は蟠溪ふれあいセンターにつきましては利用券を使われている方が年間で大体2,000人ぐらい、延べ2,000人いらっしゃるのですが、蟠溪というその住所に在住している方の利用というのは実は少なく、蟠溪以外から滝之町、久保内、そういったところから通われている方も実は非常に多い施設でございます。それで、蟠溪地区は高齢化も進んでおりますし、民間施設を使って救済ということも考えてはいたのですが、この前答弁したとおり壮瞥温泉とかほかの民間施設との整合性はどうかということが一つと、蟠溪の方は特例を認めたとして、では隣の上久保内はどうかのだというような話にもなってしまいますし、ある意味やはりこういった公共サービスを提供する上で、ある程度の平等性の確保というのは必要だろうという認識に立って、もちろん町内全員の方を民間も含めて対象にすれば解決する話ではあるのですが、財政的なものを踏まえるとやはりこれは線引きをするというのはちょっと難しいのではないかという結論に至って、今回ふれあいセンターの休所に当たって特段何らかの制度改正を行うということは見送ったという経過でございます。

一応ご説明としては以上でございます。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） わかりましたというのか、財政的なものも考慮して考えるとやむを得ないという判断をされたのかなと思いますけれども、蟠溪のふれあいセンターにおいても日々の管理が今までは浴場があったので、管理者を置いて管理していたということなのですが、今度それがなくなるということは管理、常勤という形がなくなるということで、地域の中で利用するときに従来と違った対応を求められるということがあって、それ確認をしておきたかったと思うのですが、自主管理ではなくてあくまでも町管理で、利用するときに町に申し出て、そして鍵を借りてというか、あけてくれるのかわかりませんが、そういう形で利用していくと、2施設においてはそういうことで行うということで理解しました。

それから、お風呂については、浴場についてはこれ温泉ということではなかなかそのメンテナンスが難しい部分はあるとは思いますが、あれだけの施設でもありますし、可能であれば長期の避難所としての活用も考えると定期的にその辺のメンテナンスができるかどうか技術的な問題あると思うのですが、万が一のときにはそれらが開設できるような形で取り扱っていただければありがたいなという感じを持っております。

それから、住民の利用が地域の人が少ないという形でなかなか当然利用者也伸び悩んでいるというようなことであると。当然あの地域は、ほかの民間の浴場があったり、個人で住宅に引いていたり、共同浴場があったりという地域ですから、もともとの地域の住民から見るとあそこをどの程度利用している、確かに多くはなかったのかなというような理解もできる場所ではありますけれども、ある面で今後あそこが国道が拡幅されて、交通量等々のある面で壮瞥町の入り口でもあり出口でもあるという地域の中で、地域全体の振興としての位置づけも含めて今後ぜひ地域住民と議論を重ねていただきたいなと思いますし、その施設がやはりどちらかというと地域重点で地域の方が利用するということが主であって、それはそれで大事なことですけれども、町の施設として全町的にその施設をどのような形で生かしていくかという視点の取り組みが私の目から見るともう少し充実してもよかったのかなと。当然中心部は利用されているわけですが、その郡部においては、そういう施設が十分そういう視点の中で活用し切れなかった点がある、それが利用減少につながって最終的には縮小なり閉鎖に向かっていくということがあるのかなと。ぜひ地域振興策とあわせてそれぞれの町の施設の全体的な有効活用という部分での研究、検討も重ねて検討していただきたいと思っております。その辺についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

まず、先ほど町管理という形でございますが、研修センターにつきましては実際上役場に申し出をされて使うという形なのですが、あそこには今温泉組合が窓口というか事務所

を借りていまして、そういう形も使えるかなというところで今思っております。

蟠溪のほうは基本的に当然申し出という形というか、一般の利用を基本的には行わないという形ですので、貸し出しするつもりは今現状として考えていないということでございます。ただ、あそこの国道先ほど言われたように、国道拡幅によってゲートボール場とか夏場皆さんが集っていたところとか、冬場は蟠溪ふれあいセンターの研修ホールのほうで室内ゲートボールをやられているという形でございますので、基本的にその地域の方が多少なりとも使っていて、一般の方は使っていなかったということを含めまして、基本的には蟠溪ふれあいセンターについては自治会のほうにある程度管理をお任せしようと、清掃等を含めてそういう形で考えています。ですから、その申し出等という形での貸し出しというのはないという形でうちは今考えてございまして、その辺はご理解いただきたいかなというふうに思っています。

また、全体的な地域だけではなく全町的に公共施設たくさんございます。議員もご存じのとおり第1期から始まって第2期、壮瞥町の定住促進・公共施設有効活用計画等でもいろいろと述べさせていただいておりますけれども、やはり用途変更及び廃止というのは当然必要なのかな、財政だけではなくて今後の維持管理する上でどれだけの施設、例えば人口減に合わせて基本的に使えるスペースというのが当然田舎に行けば行くほど1人当たりの公共施設の面積ふえていますし、都会に行けば当然少ないですし、そういう形に合わせるつもりはないですけれども、今現状となって古くなってきたものをいつまで維持するか、それが膨大な維持費をかけても使う頻度が少ないものについてはある程度縮小、廃止等を考えていきたいなというふうには思っております。ただ、その地域、地域にそれぞれ公共施設ございますけれども、いろいろと久保内とか公共施設等があつて、今地域の人といろいろとお話しもさせてもらったところもありますけれども、その辺は十分検討をしながら進めてまいりたいなというふうに考えてございますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 私もこの今回のその久保内ふれあいセンター及び管理に関する条例の制定については全く異議あるものではございませんけれども、まず最初に確認なのですが、蟠溪と立香、これのその取り扱いといいますか、立香は恐らく廃止ということではないと思うのですが、蟠溪については用途変更ということで廃止ということではないわけですね。その辺の確認だけ、まずそれからお願いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

まず、立香につきましては廃止という形で考えてございます。蟠溪ふれあいセンターについてですけれども、先ほど副議長のほうにもお答えしたとおり、町のまず考えとしては温泉施設の廃止、そして一般利用の停止という形で考えておりまして、基本的には使い方として避難所として活用してまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 廃止されるその立香ふれあいセンターについては、これ当然そのように理解をするのですけれども、蟠溪ふれあいセンターのその利用の内容、今後の利用方法については何かちょっと曖昧な形のような感じが私します。本来どういうふうにご利用するかということが定まって当然その公共施設というのが建てられるわけなのですけれども、今持っている機能というか、その施設が果たしている機能なののですけれども、その浴場部分については廃止するという、これは利用がかなり減っていると、地元にもその温泉施設があるということがあるので、これについては理解するのですけれども、蟠溪ですけれども、研修室と多目的ホールがあるわけで、これは近年利用率もかなり下がっていると。ただ、私の記憶では立香にしても蟠溪にしても例えば高校ですとか、そういうスポーツを行う団体が合宿所として利用していた経緯があったはずなのです。ただ、近年そういうスポーツ団体も子供さんが減ったことによって大分利用するということが少なくなっているのかなと、これは理解はするのですけれども、ただその避難所としてだけ利用するという、その辺についてちょっと疑問を感じるわけです。だから、本来この蟠溪ふれあいセンターというのは蟠溪集落では本当に唯一の公共施設であるわけなので、今後その蟠溪道路が開通することによって、これはどんな活用方法が広がっていくかわからないのですけれども、その施設を核にしたその地域振興、それを検討するということもできるのかなと思っております。ですから、それであればその施設を今後どのように活用するかという用途のその活用についても再度検討して、そしてなおかつ本来であればこの施設を利用する施設だよと、一般の方々が利用する施設だよと位置づけになれば、これは公の施設ということで設置条例の必要があると思うのです。今回廃止することしか実は載っていないくて、蟠溪ふれあいセンターには設置される根拠が実はない、その施設自体が存在している意義が条例上はなくなるということなので、今後のその用途のあり方やあり方の検討も含めてその設置条例の制定についての検討をする意思があるかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃられたとおり過去にはそういう形で使われた、蟠溪ふれあいセンター、施設が使われたという形で今回のその廃止というか温泉施設が廃止、そして一般利用も廃止というときに考えたときには近年、まず実態としては一般の方々が借りて使うという形がなかったと。近年実績的にないと。まず、使うとすると例えば町政懇談会とか、地域の国道の説明会等に活用されたという形で年に数度使うかわらないかという頻度のものでもございました。ただ、先ほども副議長からもお話あったとおり、今後国道の拡幅によっていろんな面で議員おっしゃられた唯一の公共施設をどう活用していくかということは当然やはり行政として考えていかなくはいけないというふうに認識してございます。それらを踏まえて、今後どういう用途をあり方として、施設としてのあり方を再度検討してまいって、

必要とあればその辺も検討して条例の設置等も検討してまいりたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号 久保内ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号

○議長（松本 勉君） 日程第 4、議案第 14 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 今回の提案されている中で、私いろいろと調べてみて一番この条例の改正を理解するのに苦しんだのです。そこで、理解を深めるために質問いたしたいと思います。

今回の条例改正は、先日の提案説明にもありましたように平成 30 年 8 月の人事院勧告に基づき、地方公務員法第 24 条第 4 項の規定による均衡の原則により長時間労働の是正を求められているとのことでした。そこで、この地方公務員法第 24 条第 4 項では職員の勤務時間、その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡、後からこの権衡についてはちょっとお話ししたいと思います。権衡を失わないように適当な配慮を払わなければならないと定めております。そこで、この権衡です。私も初めて知った言葉ですけども、漢字であらわしますと権衡の権は権力の権、権利の権です。衡は均衡の衡です。それで、どんな意味かというと、つり合いだとか均衡というように解釈するようです。そのように今回この地方公務員法第 24 条第 4 項によって提案されております。そして、現在今審議しております職員の勤務時間、休暇等に関する条

例では、条例の第8条には第2項まであって、その次に今回提案の前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めるという言葉あるのです。

そこで、この規則については私たち議会では関知するところではありませんけれども、この条例の施行は4月1日となっておりますので、多分事務局においては職員の勤務時間、休暇等に関する規則について検討していると思います。そこで、その規則の中にこの条文を入れることによって均衡の原則、すなわち長時間労働の是正がされるということを目的としていると思うのですけれども、それが見えてこないのです。そこで、もう少しこの点について親切な私は説明があってもよかったのではないかなと思いますので、このことについて再度説明をお願いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁を申し上げます。

まず、条例の改正によってどのような規則が、細かい内容、その辺につきましては人事委員からの通知に基づいてその時間等を設定するという形で考えてございます。

内容としましては、基本的に超過勤務として1カ月において45時間以内という形でございます。そして、かつ1年については360時間の範囲内に対して超過勤務を命ずるものという形で規則のほうでは時間等をうたっていきたいというふうに考えています。これは、あくまでもその人事委員から来てございますので、各地方公共団体もそのようにするのかというふうに思っているところでございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 今説明あったので、およそ検討はつくのですけれども、できればもう4月1日というときょうは11日ですから、20日ぐらいしかありませんよね。4月1日からこの条例の改正によって、また規則の改正によって施行するのであれば今とは言いません。後日でいいのですけれども、できるだけ早くこの規則を改正の部分だけでよろしいのですけれども、配付願えればと思うのですけれども、このことについてどうでしょうか。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時43分

○議長（松本 勉君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） それでは、ご質問をいただきました内容につきましては、当初議案説明の際にもう少し詳細に説明すればよかったかなということで大変申しわけないということでございます。

これまで規則等の配付は、議会の中では一切してきてございません。今ご質問いただい

た内容については、先ほど総務課長が答弁させていただいたとおりでありますので、そういった部分でご理解いただければと思います。

○議長（松本 勉君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 14 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号

○議長（松本 勉君） 日程第 5、議案第 15 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号

○議長（松本 勉君） 日程第6、議案第16号 壮瞥町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 壮瞥町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長（松本 勉君） 日程第7、議案第17号 壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第18号

○議長（松本 勉君） 日程第8、議案第18号 壮瞥町看護師等奨学資金支給条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） ちょっとお聞きしたいのですが、ここにあるこの前説明ありました近年の活用も低調に推移しと、いつときうちの地域からも何人かがまとまってこの看護高等学校を進学して奨学金を受けたときも何人か重なったときもあるのですが、最近余り利用されていないようですが、いつごろから一人もいないというか低迷になったというか、それをちょっとお聞きしたかったのですが。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、こちらの制度なのですが、昭和46年から施行しておりまして既にもう40年以上経過をしております。近年の状況でいいますと、直近10年間の中でいうと延べで5名の方の利用で、お一人で2年ないし3年ご利用いただけますので、実質的には10年間で2人という、そういう状況です。

実は、平成15年までは延べで年間10名とかいらっしやいまして、それは伊達市に胆振西部医師会の准看護師の養成所がございました。そこで働きながら資格を取られたりとかいう方が結構いらっしやったのですけれども、それが15年度で廃止になりまして、そこから利用がどんどん、どんどん落ちて今に至っているという状況です。この制度も現在は豊浦さんや洞爺湖さんももう廃止をされておりまして、今は伊達市と壮瞥町のみと、そういう状況でございます。

○議長（松本 勉君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 壮瞥町看護師等奨学資金支給条例を廃止する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 19 号

○議長（松本 勉君） 日程第 9、議案第 19 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 19 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 20 号

○議長（松本 勉君） 日程第 10、議案第 20 号 壮瞥町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 20 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号 壮瞥町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されまし

た。

◎議案第 21 号

○議長（松本 勉君） 日程第 11、議案第 21 号 壮瞥町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 21 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号 壮瞥町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 22 号

○議長（松本 勉君） 日程第 12、議案第 22 号 平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 16 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。失礼、一般 5 ページから。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般 6 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次、7 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次、8 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、9 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、10 ページ。

1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 給与費についてお尋ねしたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

給与費の中で今回提案の時間外手当の補正についてなのですけれども、今回 200 万円の増額の提案であります。このことについて質問いたします。平成 30 年度のこの時間外手当は、当初予算で 949 万 1,000 円でした。年度途中で補正し、議案 46 ページにもありますように今回の補正前の金額は 1,017 万 7,000 円、そして今回 200 万円の補正をしますと、この時間外勤務手当は 1,217 万 7,000 円となり、当初予算と比較しますと 276 万 3,000 円の増で、当初予算に比べますと、比較しますと約 28%の増額になります。この増額補正に至った要因は何かについて伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

まず、その時間外につきましては昨年の 9 月の胆振東部地震の際、うちのほうから職員派遣等をしてございます。土日関係なく勤務等、延べ厚真町のほうに 3 セットで 9 人ですが、それとあと安平町に後日 2 人を 5 日間ほど、6 日かちょっと日数は定かでございますが、そういう形の部分のところがございました。また、そのほかにブラックアウト等をあわせて結構職員の災害対応に対する時間がふえたのかなと、その辺が一番の要因かなというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） そういう災害対応でふえたということは理解できますけれども、いろいろとこの決算資料を見てもこの時間外手当がその年度によって幾ら支出されたかということが明確でないのです。というのは、皆さんも承知していると思いますけれども、決算資料の中でこの時間外手当は職員手当等の中に含まれていて、その年度で幾ら支出されているか、支払われているかについて理解できません。

そして、当初予算ですけれども、年度ごとに見ますと 28 年度は 953 万 4,000 円でしたか。翌年の 29 年度は 888 万 3,000 円、30 年度は先ほど申し上げたように 949 万 1,000 円がそれぞれ計上されておりました。そして、先ほどの議案の中、討議、審議もありましたけれども、職員の皆さんが働きやすい職場環境で、そして時間外勤務をできるだけ少なくする、上限先ほど説明ありましたよね。それをぜひ守っていただきたいなということを考えているのですけれども、やはり前にも質問したことあるのですけれども、時間外勤務のない日を設定して職員の皆さんがやはり一斉に早く帰って家庭サービスだとか、心身の健全のために保養時間をとるだとか、そういうことを心がけて今後やっていただきたいな。そうしないと、幾ら条例で上限を決めても無駄になってくるのでないかな。例えばサービス残業というのは言葉皆さん知っていますよね。これは何かというと、町長または課長の承認を得ないで、そして遅くまで残って仕事をしているというのがやはり庁内の職員体制の勤務体制の中にあるのでないかな。例えば私はきのう山美湖で私たち団体が主催する、委員会が主催する行事がありました。そして、きのうは日曜日です。帰り玄関から見ますと、や

はり一生懸命働いている人いるのです。日曜日にかかわらず。そのようなサービス残業のないような体制で、そして今回条例の規則の中で決められた提案される時間をきちっと守って職員の健康管理等にぜひ努めていただきたいと思います。そのことについてどのようにお考えになるか。サービス残業、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 職員の健康管理に関する内容の部分でありますので、私のほうからお答えをさせていただきますが、年代的には僕らの世代はサービス残業という言葉はよく聞いていましたし、内容についても理解はしているつもりであります。ただ、現在の考え方としては国も昨今提示をしていますように働き方改革なんていう言葉を使って残業を極力しないようにというようなことで国のほうも動いておりますし、今回先ほど条例の改正にもありましたとおり、時間数を制限するような動きにもなっていますから、そういった中では一定程度そういったサービス残業というような言葉は死語として、我々としてもないというような形で今後運用をしていかなければならないというふうに思っています。今の日本の国全体が健康で健全な働き方をして幸福を高めていくというような方向にきていますから、そういった制度の運用に我々としても向かっていかなければいけないというふうに思っています。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、歳入について一般1ページから。1ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般2ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般3ページ。

4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 私、財産売り払い収入の不動産売り払い収入、土地売り払い代で蟠溪地区で隣接地境界確認が未了のため売買不調に陥ったという、この内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

29年度ですか、開発等の協議の中でいろいろと補償協議の中で移転補償とか土地の売買

だとか、あと庭木の移設補償とか等計画して予算を計上していたところなのですが、今回当初その予算時期には8筆の土地を売買、町有地ですので、売買して予算を計上、1,400万円程度を計上していたところなのですが、2筆が買えなかったという形で今回の金額となり、その分の減額補正としているところでございます。

内容につきましては、蟠溪ふれあいセンターの向かいの1筆、それと旧母と子の家があったところです。ちょうどオサルの湯があるところですか、その部分の町有地の計2筆が売買できなかったと、国道が買えなかったと。理由といたしましては、隣接地の部分で交渉が不調に終わって、基本的に土地の隣接承諾が得られないことから町有地の分筆ができなかったという形でございます。地権者が2人なのですけれども、その部分了解を得られなかったということで昨年の末に収用法の手続、事前手続に入って閲覧等も終わりまして、これから正式に収用法の手続等に入っていくというふうに聞いてございます。ただ、今後その土地の売買につきましては、収用法の手続が終了した後でないと買えないというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、4ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、給与費明細書について。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正及び第2表、繰越明許費補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、第3表、債務負担行為補正及び第4表、地方債補正について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号 平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 16 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号

○議長（松本 勉君） 日程第 13、議案第 23 号 平成 30 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号 平成 30 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号

○議長（松本 勉君） 日程第 14、議案第 24 号 平成 30 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 歳入の保険料、これがやはり現年度特別徴収保険料の減額だとか、また普通徴収の保険料の減額で 326 万 3,000 円がありますけれども、これは当初予算作成の段階で過大に見積もった金額によってこのような形が生まれたのかどうかです。この現状どうなのでしょう。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今年度の保険料でございますが、特別徴収、普通徴収とも減額をしております。ちょうど 1 年前になりますが、介護保険計画を後期の計画を策定しているところでございまして、

その計画の保険料が決まる前に予算を編成をしなければならないということになるのですが、それで当初見込んでいたものよりも策定委員会での意見を踏まえて最終的に介護保険料を設定しているのですが、若干下がっているというところはございます。それを本来であればもうちょっと早く減額補正をしていくべきところではあったのですが、ちょっと様子を見ようということでこの時期までおくらせているということもありますし、あとはちょっと滞納の見込みが若干あるということを含めて今回の減額ということでございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） その事情わかりました。

そこで、今回珍しく基金繰り入れでなくて財政安定化基金貸付金、これを町債として 500 万円借り入れております。そして、57 ページのところにその地方債の説明があるのですが、私の聞き違いかもしれません。説明があったかもしれませんけれども、この償還方法は何年間でこの 500 万円を返すことになるかちょっと年数について説明を願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁を申し上げます。

今年度につきましては、ちょっと収支のバランスがとれないということで余り本町の例としては少ないのですが、今回は道から簡単に言うと借入金です。借入金を 500 万円入れて収支を保つというようなことを今年度行う予定です。これらにつきましては、基本的に次の介護保険計画、平成 33 年から 35 年の 3 力年計画をまたつくるのですが、その際にこの借り入れた額を介護保険料のほうに賦課をして、乗せて介護保険料を設定して、それを原資に償還していくというような形になります。

一応介護保険計画を 2 年後つくる時の状況は当然変わるのだろうとは思いますが、前回の状況と全く同じだとしたら 1 人当たり月 140 円ぐらいを介護保険料に次期計画の際には上乗せをして償還をしていくと、そんなような形になる予定でございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 24 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号 平成 30 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号

○議長（松本 勉君） 日程第 15、議案第 25 号 平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） これも使用料がやはり大きな金額です。減額になっておりますけれども、現年度分が 330 万円で滞納分が 20 万 9,000 円入ったから差し引き 309 万 1,000 円の減額になっておりますけれども、この現年度分で予算と比べてみますと約 7%に当たる金額が今回減額になるのですけれども、その減額になる要因、これはどんな要因があったのか、またもしもこれ実際に使用していて支払わない家庭があったとすれば、その件数、ないかもしれませんけれども、あったとしたらその件数はどの程度なのかな。そんなことを最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

水道料金現年分の減少の原因でございますが、まず 1 つは年度途中で大口が 1 件減少したということ、途中で別にもう一件大口で加入した方いるのですが、その差額で大体 200 万円程度の減額になっています。

それから、使用料全体、使用料というか水の使った量全体を見ていくと昨年度に比較しますと大体 92 から 95%程度の使用料になっておりまして、これは件数でも予算のときは一般で 1,240 件だったのが今見込みでは大体 1,220 件程度で 20 件ほど落ちているということと、もう減員しているかと思いますが、その部分で大体 130 万円程度で合わせて 330 万円の減額となってございます。現年度分でその滞納者ということだと思っておりますけれども、鋭意今徴収業務は進めているところでございまして、細かい数字は今ちょっと押さえてはいないのですけれども、収納率大体 99. 何%ぐらいで毎年推移をしております、0. 何%ぐらいが滞納分ということで繰り越していますので、ことしも、済みません。件数はちょっと細かい数字は持っていませんが、0. 数%が多分滞納が出るかというふうには思っています、収納事務につきましては鋭意努力をしているところでございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 25 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号 平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 26 号

○議長（松本 勉君） 日程第 16、議案第 26 号 平成 30 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 26 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号 平成 30 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 27 号ないし議案第 32 号

○議長（松本 勉君） 日程第 17、議案第 27 号 平成 31 年度壮瞥町一般会計予算について、日程第 18、議案第 28 号 平成 31 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について、日程第 19、議案第 29 号 平成 31 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 20、議案第 30 号 平成 31 年度壮瞥町介護保険特別会計予算について、日程第 21、議案第 31 号 平成 31 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について、日程第 22、議案第 32 号 平成 31 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

◎予算審査特別委員会の設置について

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

議案第 27 号から議案第 32 号までの 6 件については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号から 32 号までの 6 件については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

◎予算審査特別委員会正副委員長の選任について

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

委員長に長内伸一君、副委員長に菊地敏法君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長に長内伸一君、副委員長に菊地敏法君を選任することに決しました。

◎発議案第 1 号

○議長（松本 勉君） 日程第 23、発議案第 1 号 壮瞥町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 発議案第 1 号 壮瞥町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

議会の傍聴の手続については、個人情報保護の観点から現行の傍聴人受付簿ではなく、傍聴人受付票とするよう全国町村議会議長会が示す標準町村議会傍聴規則が改正されたことから、本議会においても同様の取り扱いとするよう規則の改正を提案するものであり、

議員各位のご賛同をお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

なお、改正文につきましてはお手元に配付の議案のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これより発議案第 1 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第 1 号 壮瞥町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決されました。

◎発議案第 2 号

○議長（松本 勉君） 日程第 24、発議案第 2 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

長内伸一君。

○ 8 番（長内伸一君） 発議案第 2 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

議員報酬については、第 5 次行政改革が実施されていることを踏まえ、平成 30 年 4 月からの 1 年間 5 % 減額となっております。議会では、議会活性化について忌憚なく意見を交わし、議論を重ね、その結果委員会活動の充実、活性化を図るためには現定数を維持すべきとの結論に達しましたが、議員報酬については厳しい財政状況を踏まえ、議員 1 名分の年間報酬相当額を削減するよう、平成 31 年 4 月からの 1 年間、議員報酬 8 % 減額の提案を行うものであります。なお、改選期であることから 1 年間に限った措置ではありますが、改選後においても引き続き議会活性化、議会改革の議論が行われることを望むものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、改正文につきましてはお手元に配付の議案のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

以上です。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。
質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。
これより発議案第２号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。
よって、発議案第２号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。
議事の都合により３月１２日から１４日までの３日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。
よって、３月１２日から１４日までの３日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。
３月１５日の議事日程は、当日通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
（午前１１時３３分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成31年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

平成31年3月15日（金曜日） 午後 2時15分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第27号 平成31年度壮瞥町一般会計予算について
- 日程第 3 議案第28号 平成31年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第29号 平成31年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第30号 平成31年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 日程第 6 議案第31号 平成31年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 7 議案第32号 平成31年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 8 議案第33号及び議案第34号について
- 日程第 9 議案第35号について
- 日程第10 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（８名）

1 番	佐 藤	恣 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
8 番	長 内	伸 一 君	9 番	松 本	勉 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 秀 敏 君
副 町 長	杉 村 治 男 君
会計管理者	
	小 松 正 明 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	作 田 宏 明 君
総務課参事	上 名 正 樹 君
住民福祉課長	庵 匡 君
住民福祉課参事	阿 部 正 一 君
経済建設課長	工 藤 正 彦 君
経済建設課	
	齊 藤 英 俊 君
参事（兼）	
生涯学習課長	齋 藤 誠 士 君
選管書記長（兼）	作 田 宏 明 君
農委事務局長（兼）	齊 藤 英 俊 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午後 2 時 1 5 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
6 番 加藤正志君 8 番 長内伸一君
を指名いたします。

◎議案第 27 号ないし議案第 32 号

○議長（松本 勉君） 日程第 2、議案第 27 号 平成 31 年度壮瞥町一般会計予算について、日程第 3、議案第 28 号 平成 31 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について、日程第 4、議案第 29 号 平成 31 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 5、議案第 30 号 平成 31 年度壮瞥町介護保険特別会計予算について、日程第 6、議案第 31 号 平成 31 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について、日程第 7、議案第 32 号 平成 31 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第 27 号から議案第 32 号までの 6 件については、3 月 11 日の本定例会において予算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

長内伸一君。

○予算審査特別委員会委員長（長内伸一君） 予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

平成 31 年 3 月 11 日開催の第 1 回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第 27 号から第 32 号までの平成 31 年度各会計予算について 3 日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

事件名、議案第 27 号 平成 31 年度壮瞥町一般会計予算について、以下 5 件であります。

審査の経過、委員会の開催、議案第 27 号から第 32 号までを審査するため、予算審査特別委員会を平成 31 年 3 月 13 日から 15 日までの 3 日間開催いたしました。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のため出席した者、特別委員会に出席し

た説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、平成 31 年 3 月 11 日開催の第 1 回定例会において本特別委員会に付託されました議案第 27 号から議案第 32 号までの平成 31 年度各会計予算について、慎重に審議を行いました。

審査の結果につきましては、各議案いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長、長内伸一。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 勉君） 予算審査特別委員会委員長の報告に対して一括質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 27 号から議案第 32 号までの 6 件の一括討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 27 号から議案第 32 号までの 6 件を一括採決いたします。

各議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、全て原案のとおり可決であります。

各議案は、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号から議案第 32 号までの 6 件については、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり、原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号及び議案第 34 号について

○議長（松本 勉君） 日程第 8、議案第 33 号及び議案第 34 号を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 今定例会に追加提出いたします議件は、議案第 33 号から議案第 34 号の計 2 件であります。

議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 17 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 42 億 5,346 万 5,000 円に歳入歳出それぞれ 150 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 5,496 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 31 年 3 月 4 日であります。

事項別明細書、歳出から説明をします。衛生費、保健衛生費、温泉管理費で 150 万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費となります。こちらは、3 月 2 日の夜にゆーあいの家源泉ポンプが停止したもので、翌日の 3 日に点検したところポンプの焼きつきが原因と想定されたため緊急対応する経費の計上となります。なお、この源泉ポンプの交換につきましては、保管していた予備ポンプ等を使用しております。また、平成 31 年度にポンプの交換を予定して予算計上をしているため、次期補正予算計上の際に整理をする予定としております。なお、3 月 4 日の日に工事の復旧を終了し、翌日から営業を再開してございます。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 150 万円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をします。

議案第 34 号 平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 18 号）について。

平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 18 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 42 億 5,496 万 5,000 円に歳入歳出それぞれ 465 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 5,961 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

こちらでも事項別明細書、歳出から説明をします。衛生費、保健衛生費、温泉管理費で 465 万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費となります。現在、弁景地区の温泉源は 4 カ所あり、うち 3 本から揚湯してオロフレハウス団地や温泉病院、ふれあいセンターへ給湯してございます。これらの給湯配管の埋設用地は道路用地や民地内に布設されており、これまで運用してきております。このたび民地の所有者から自社所有地を外資系企業へ売り払う計画としているが、売り払い先が宿泊施設整備を予定しており、施設への温泉の給湯をすることができれば、配管布設敷地は壮瞥町へ寄附することが可能であると申し出がなされているところであります。このため、民地内の配管を道路敷地等へ移設するための経費と比較検討を進める上で、現在休止中の H 4 源泉の再開に向けた揚湯可能量の把握のための調査経費や外資系企業対応としての給湯条件等の契約等に関する専門的な見地の相談業務等の経費を計上するものであります。揚湯量調査は冬期間が最適であることから早期発注予定としており、またこの調査に約 2 カ月程度を要することから繰越明許と

しているものであります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 465 万円の追加となります。

第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

第 2 表、繰越明許費補正では、衛生費、保健衛生費、弁景温泉湯調査等委託事業、金額 465 万円を追加するものとなります。

以上が追加提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 8 のうち議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 33 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 8 のうち議案第 34 号 平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 18 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 34 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号 平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 18 号）については原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 28 分

再開 午後 2 時 42 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第 35 号が提出されました。これを日程に追加し、日程第 9、各委員会の所管事務調査についてを日程第 10 とし、議案第 35 号 平成 31 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）についてを日程第 9 として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9 を日程第 10 として、議案第 35 号を日程第 9 として議題とすることに決定いたしました。

◎議案第 35 号について

○議長（松本 勉君） 日程第 9、議案第 35 号 平成 31 年度一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 今定例会に追加提出いたします議件は、議案第 35 号の 1 件であります。

議案第 35 号 平成 31 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）について。

平成 31 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 39 億 5,900 万円に歳入歳出それぞれ 127 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 6,027 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明をいたします。教育費、小学校費、学校管理費で 69 万 3,000 円の追加となります。小学校運営事業となりますが、現在の校務補の長期病欠に対応するための臨時職員の賃金の計上となります。期間はおおむね 6 カ月間の想定してございます。

次に、国際交流費で 57 万 8,000 円の追加となります。外国語教育推進事業となりますが、

現在の英語指導助手が年度末をもって退任することとなったため、新年度において新たな人材確保が時期的に困難であることから、全国的に英語指導助手の派遣事業を行っている人材派遣会社へ派遣要請するため、新年度予算の科目の変更とあわせて必要となる不足する経費の計上となります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で 57 万 8,000 円の追加となります。財政調整基金繰入金で 70 万 4,000 円の追加となります。諸収入、雑入で 1 万 1,000 円の減額となります。こちらは、英語指導助手に係る雇用保険の保険者負担分であります。

給与費明細書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

以上が追加提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 9、議案第 35 号 平成 31 年壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。

4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 国際交流費の英語指導助手が急遽退任をすることになったと。人材の確保が非常に困難で、時期的なことあるとは思いますが、人材派遣会社へ派遣要請をすると。これは、31 年度はそういうことで対応をすることになると思うのですが、32 年度以降どういう形で確保されていこうと考えておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁を申し上げます。

まず、先ほど 31 年度の補正予算の議決をいただいた直後に補正予算のご提出をしなければならなかったことにつきまして、大変申しわけなく思っております。

ただいまの質問でございますが、まず 31 年度人材派遣業者のほうに派遣の要請をさせていただきます。今の段階では、どのような年齢の方、性別の方が来るか全くこちらとしては情報が入っていない中で、まず 1 年間この方がどのようなお仕事をされるのかということも判断をしていかなければならないのかなと考えております。したがって、2020 年度以降の対応につきましては、今回派遣される方々の状況も見ながら今後教育委員会のほうで検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 今年度といいますか、31 年度の状況を見ながらその次は対応をするということですが、通常であれば A E T といいますか、一般のこれまでどういう

機関にそれを依頼するのかわかりませんが、これまでのようなその確保の仕方とい
いますか、個人的に契約するというスタイルになっていくのかなと思うのですが、このま
まこういう派遣会社を今後利用する可能性があるということなののでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

外国語の青年招致事業という事業もございます。これJETプログラムという通称のも
のでございます。これ北海道が行っている事業です。こういうものの活用もできるかどう
か、それと先ほどお話ししたとおり 31 年度に派遣されてくる方の実績等々も踏まえた中で
検討をするということですので、今の段階では人材派遣業者からの派遣を受ける可能性も
あるということでご答弁させていただきます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 35 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号 平成 31 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）については原案
のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（松本 勉君） 日程第 10、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会ま
での会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申
し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管
事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施
することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(松本 勉君) これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成 31 年壮瞥町議会第 1 回定例会を閉会いたします。

(午後 2 時 5 1 分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員